

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月29日

【事業年度】 第24期(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

【会社名】 株式会社フューチャーリンクネットワーク

【英訳名】 Future Link Network Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 丈晴

【本店の所在の場所】 千葉県船橋市西船四丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括部長 中川 拓哉

【最寄りの連絡場所】 千葉県船橋市西船四丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括部長 中川 拓哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月
売上高 (千円)	-	-	-	-	1,382,668
経常損失 () (千円)	-	-	-	-	69,877
親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	-	-	-	-	66,536
包括利益 (千円)	-	-	-	-	65,842
純資産額 (千円)	-	-	-	-	243,193
総資産額 (千円)	-	-	-	-	746,927
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	272.15
1株当たり当期純損失 () (円)	-	-	-	-	80.33
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	30.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	29.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	26,811
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	62,453
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	4,712
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	367,946
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	-	-	-	-	107
	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 45 〕

(注) 1. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第24期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、第24期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月
売上高 (千円)	1,074,683	1,134,818	1,349,476	1,254,514	1,380,174
経常利益又は 経常損失() (千円)	962	42,305	94,684	56,603	72,700
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	17,137	39,487	79,652	71,608	67,578
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	134,500	134,500	266,640	267,355	272,409
発行済株式総数 (株)	35,150	35,150	819,300	821,500	832,250
純資産額 (千円)	30,315	9,171	353,104	282,926	225,457
総資産額 (千円)	317,888	444,140	844,938	713,878	726,684
1株当たり純資産額 (円)	43.12	13.05	430.98	344.40	270.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	24.38	56.17	112.82	87.33	81.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	105.57	-	-
自己資本比率 (%)	9.5	2.1	41.8	39.6	31.0
自己資本利益率 (%)	-	-	44.0	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	28.0	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,966	72,382	175,108	56,480	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,262	9,667	9,755	74,363	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,882	77,541	237,971	30,787	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	26,204	166,608	569,932	408,300	-
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	60 〔34〕	78 〔33.5〕	90 〔35〕	101 〔38.5〕	107 〔41〕
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース 指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	39.3 (65.4)	46.1 (67.0)
最高株価 (円)	-	-	4,425	3,300	2,120
最低株価 (円)	-	-	2,720	1,048	1,020

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第20期から第23期は関連会社が存在しないため、第24期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第20期及び第21期は潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第23期及び第24期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、第22期は、2021年8月20日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。新規上場日から第22期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第20期及び第21期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、また、第23期及び第24期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第20期は債務超過であるため、第21期は期首において債務超過であるため、第23期及び第24期は当期純損失であるため、自己資本利益率は記載しておりません。
6. 当社は2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
7. 2021年8月20日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第20期から第22期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。なお、第23期及び第24期の株主総利回り及び比較指標は、2021年8月末を基準として算定しております。
8. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2021年8月20日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
9. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、第24期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

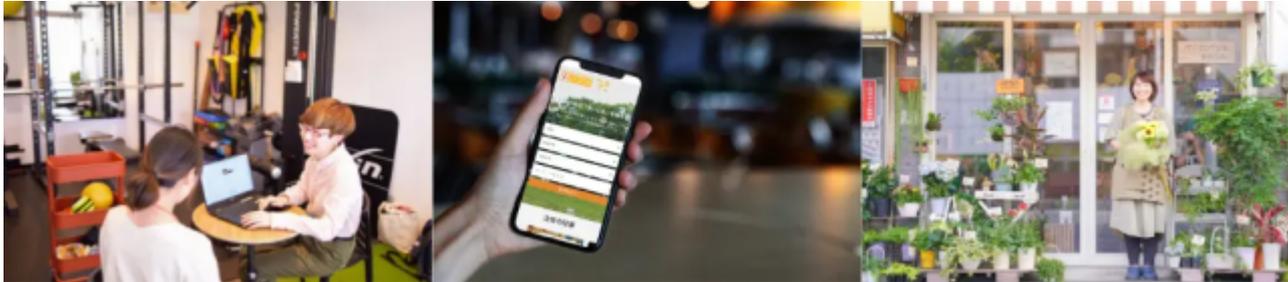
2 【沿革】

年月	概要
2000年3月	千葉県八千代市に(有)フューチャーリンクネットワークを設立 地域情報サイト『まいぶれ』運営開始
2000年9月	本社を千葉県習志野市に移転
2001年11月	(有)フューチャーリンクネットワークを(株)フューチャーリンクネットワークに組織変更
2002年4月	本社を千葉県船橋市に移転
2005年9月	まいぶれ運営パートナー事業開始、『まいぶれ出雲』（島根県出雲市版）を開設
2006年8月	日本初官民協働地域ポータルサイト『宮前ぼーたろう』（神奈川県川崎市宮前区版）を開設
2006年10月	株式会社宣美を子会社化し、マーケティング支援事業を開始
2006年11月	プライバシーマークの認定取得
2012年7月	茨城県行方市に「行方オフィス」開設
2012年8月	地域共通ポイントサービス「まいぶれポイント」を開始
2015年7月	茨城県行方市と「ふるさと応援寄付金事務局業務及び情報発信事業に関する業務委託契約」を締結し、ふるさと納税業務支援ソリューションを開始
2016年3月	地域共通ポイントの導入支援事業において大日本印刷(株)との協業を開始
2016年6月	船橋市インフォメーションセンターの運営を開始
2016年9月	加古川市共通ポイント制度「かこがわウェルビーポイント」の窓口業務を行うことを目的に兵庫県加古川市に子会社(株)まいぶれ加古川を設立
2018年9月	子会社(株)宣美を吸収合併し、「八千代オフィス」を開設 埼玉県鴻巣市に「鴻巣オフィス」を開設
2019年9月	(株)まいぶれ加古川を吸収合併
2021年8月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2022年3月	千葉県富津市に廃校になった小学校を拠点にした「富津金谷小オフィス」を開設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年9月	千葉県富津市に子会社「株式会社公共BPO」（現連結子会社）を設立
2023年3月	カタログギフトサービス「まいぶれのご当地ギフト」の販売を開始

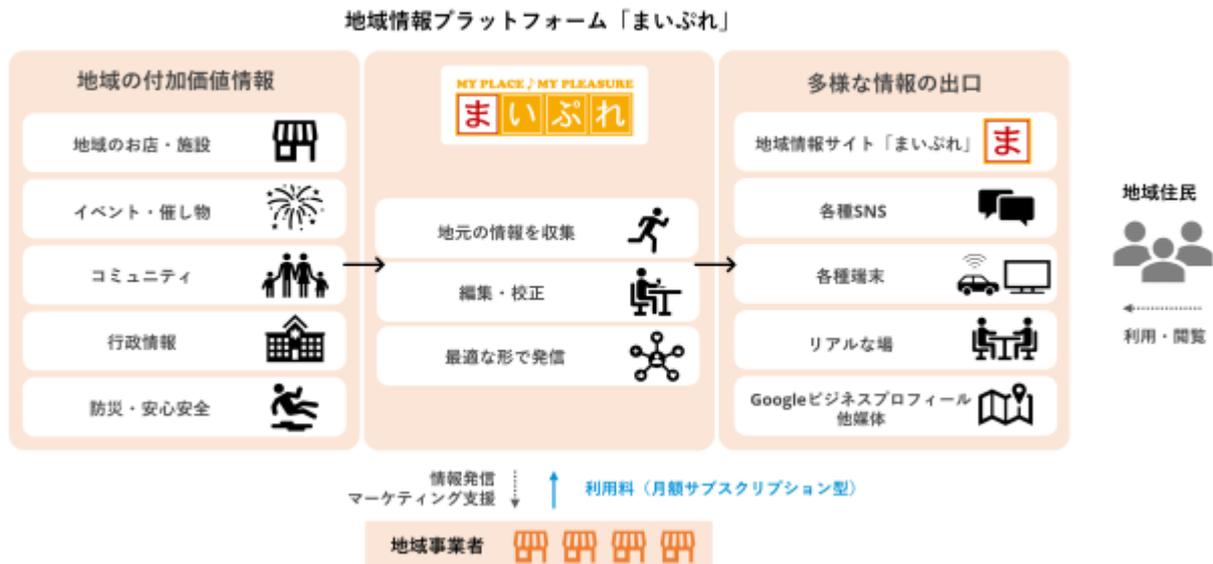
3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社（（株）公共BPO）の計2社で構成されております。当社グループのミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することで、地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することです。地域に点在する付加価値を流通させる地域情報プラットフォーム（地域情報流通基盤）である「まいぶれ」を構築し運用しております。

当社グループは、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を起点とした事業を2区分のセグメントで行っております。

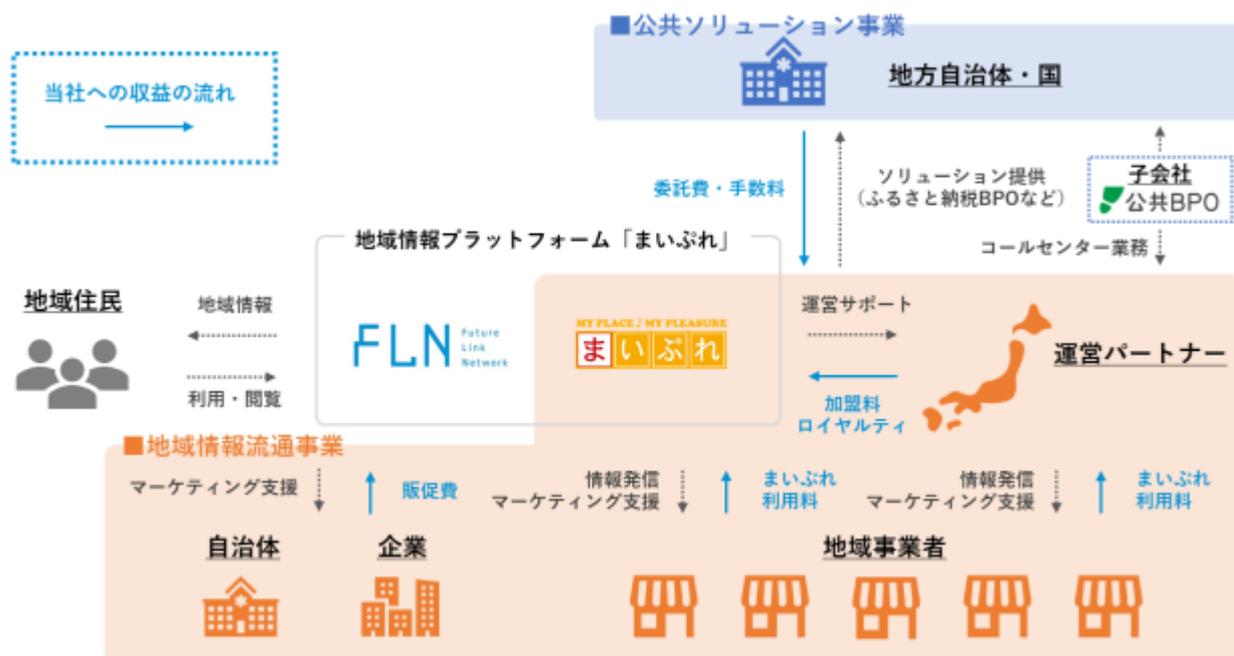


地域情報プラットフォーム「まいぶれ」は、地域のお店・施設、イベントやサークル、お役立ち情報などあらゆる地元の情報を集め、配信しています。インターネット上にあらゆる情報が溢れている中で、実際に取材をした情報や、お店の方やイベント主催者が自ら発信する情報を大切に、地域に埋もれている情報をお届けすることで、地域の魅力を掘り起こし地域の活性化につなげていきます。「まいぶれ」に掲載している情報は「まいぶれ」のみならず、他のメディアとも連携し、地域情報を必要としている方に、「まいぶれ」でしか提供できないコンテンツをお届けします。



当社グループの事業系統図は以下の通りであります。

[事業系統図]



各セグメントの事業内容は次の通りとなります。

(1) 地域情報流通事業

当社グループは、地域情報を継続的に収集し多様なメディアやチャンネルに配信する技術とその運営体制により構築される地域情報流通基盤を、地域情報プラットフォーム「まいふれ」と名付け、運営しております。地域情報流通事業は、主に地域の中小事業者を対象に、情報配信を支援する事業と、その仕組みを全国各地の運営パートナーへビジネスモデルとして提供する事業を含みます。主な事業収益は、地域の中小事業者から月額課金(サブスクリプション)でいただく「まいふれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用料と、全国各地域の「まいふれ」運営パートナーからいただくパートナー加盟料(まいふれ運営許諾、初期導入支援)及びロイヤルティ収益(プラットフォーム利用料及び「まいふれ」掲載店舗の広告料の20%)となります。

当社グループの専門スタッフが地域の中小事業者・店舗を直接取材、編集を行い、魅力を最大限に引き出した効果的な広告を作成し、商圈を絞って掲載します。さまざまな地域の情報を集め、編集し、発信する地域情報プラットフォーム「まいふれ」は、ローカルコンテンツに特化した独自性の高いインターネットメディアです。その利用料の対価として広告掲載料等をいただきます。

直営エリア及び運営パートナーが全国各地の情報を収集し広告として編集する体制を活かすことで、「まいふれ」に掲載する店舗広告の他にも多様な情報流通を行っております。地域情報メディアという特性を活かした取材記事で地域の人に広く商品やサービスを訴求する編集タイアップ広告や、莫大なコストが必要なテレビCMではなくデータ放送の活用によりお茶の間への情報発信を低コストで実現する地上波テレビデータ放送配信広告、まいふれアプリやデジタルサイネージ等、あらゆる媒体を通して情報を発信することで地域情報の流通を促しております。千葉県船橋市を始めとした当社拠点の近隣地域は直営エリアとして当社が「まいふれ」を運営しております。それ以外の地域においては、全国各地域で編集機能を担う運営パートナー各社と協業体制を組み、技術や運営ノウハウを共有することで地域情報流通基盤を確立しております。当連結会計年度末現在、全国160社の運営パートナー企業と46都道府県・872市区町村の地域で地域情報プラットフォーム「まいふれ」の運営を行ない、全国各地の「まいふれ」が地域のハブとして機能し、付加価値が流通する起点になることで地域活性を担います。

また、地域情報流通基盤を活用し、特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業に地域に根ざしたエリアマーケティングを支援するソリューションも提供しております。大手小売・流通企業の地域メディアを活用したエリアプロモーションや地域におけるコミュニティとの連動企画や地域に根付いたイベントの企画・運営、インフォメーションセンター運営など、「まいふれ」ならではのソリューション提供を行なっております。

マーケティング支援では、顧客の抱える課題に応じたソリューションを提供し、施策に応じた対価をいただ

います。企画料、販促物の制作費、WEBマーケティング費、BPO委託料等が収益となります。

a . 地域情報流通事業における運営パートナーとの関係図



また、当連結会計年度においては地域の魅力的な産品を集めたカタログギフト「まいぷれのご当地ギフト」の販売を開始いたしました。まいぷれのご当地ギフトは、地域情報流通基盤を活用することで、地域の隠れた逸品をカタログギフトの形でお届けする商品です。ただ羅列されただけのカタログではなく、商品開発のストーリーや地域ネタが記載されたカードにより一品一品を紹介することで、欲しいと思える品をご紹介します。

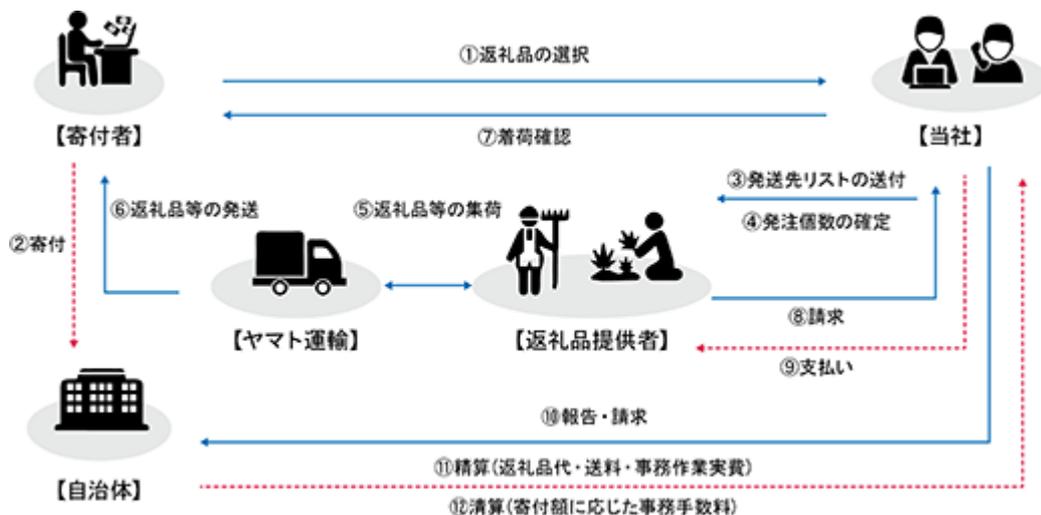
(2) 公共ソリューション事業

公共ソリューション事業では、地域情報流通基盤を活用することで自治体や国の抱える課題に対し官民連携による解決策を提案しています。地域に根差した運営体制を持つ地域情報プラットフォーム「まいづれ」を活用することで、当社グループ独自の官民協働事業を展開し、ふるさと納税業務支援、地域共通ポイント(まいづれポイント)等の事例に取り組んでいます。また、自治体と官民協働ポータルサイトの運営や、「まいづれ」で培ったノウハウや情報流通技術を活かしたソリューションの提供も行ない、国や自治体に対して、コンサルティング費用やシステム提供費用、サービス提供委託料などを頂戴し、課題解決施策を実行する公共案件の受託を手掛けております。

・ふるさと納税業務支援

地域に根差した体制を持つことを強みに、地域密着型を徹底したふるさと納税の業務委託に取り組んでいます。地域情報を収集・編集して発信する「まいづれ」の運営体制を活かすことで、特産品の開拓や生産者への直接取材を通じて地域の魅力的な返礼品を他社が運営するふるさと納税ポータルサイト上に登録し、ふるさと納税による地域のプロモーションへとつなげています。また、寄付者との連絡や返礼品の発送管理などの本来自治体が行う業務を代行することによって、自治体職員の負担を軽減しながら、返礼品の付加価値を高め、寄付額の向上につなげております。自治体からはふるさと納税業務支援の手数料として、寄付額の一定割合を対価として請求し、関連する運営パートナーとも当該対価をシェアし、協力して当地の寄付額を伸ばすことを目指しております。当連結会計年度末現在、全国で42自治体のふるさと納税業務支援を受託しております。

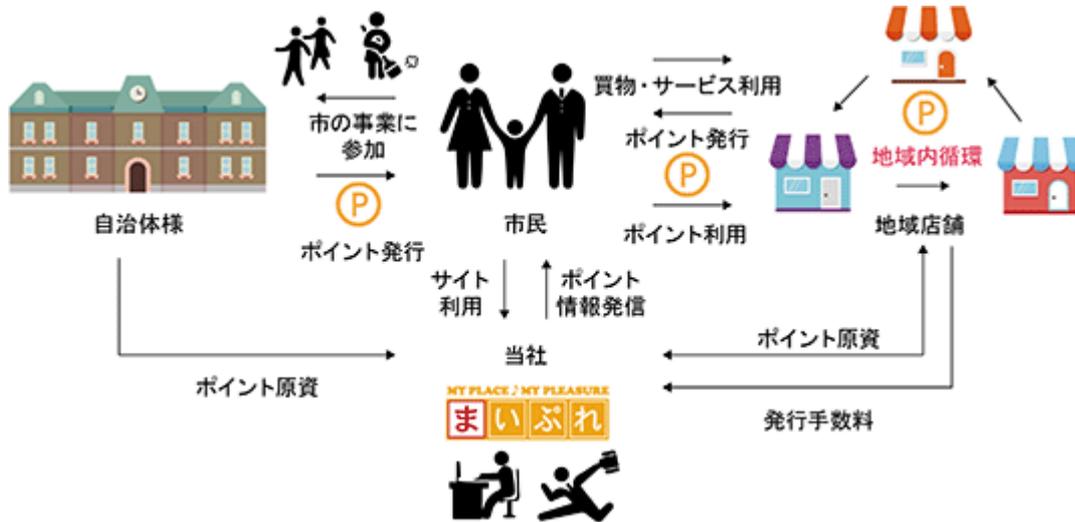
b. ふるさと納税業務支援関係図



・地域共通ポイント(まいづれポイント)

当社グループは、地域内限定で利用されるポイント制度を「まいづれポイント」という名称で運営しています。地域のイベントへの参加や商店の利用で付与される、地域商店で金銭の代わりに利用できるポイントを流通させることで地域経済の循環を目指します。地域共通ポイントスキームを自治体に提供することにより、公共施設の利用促進や市民の健康対策など、地方自治体が推進したい施策のインセンティブとしてポイントサービスを活用することで、自治体の抱える課題解決と地域経済活性の両立を図る官民が連携した地域共通ポイント制度を各地で運営しています。当連結会計年度末現在、まいづれポイントは全国で11エリア、3自治体と運営しております。

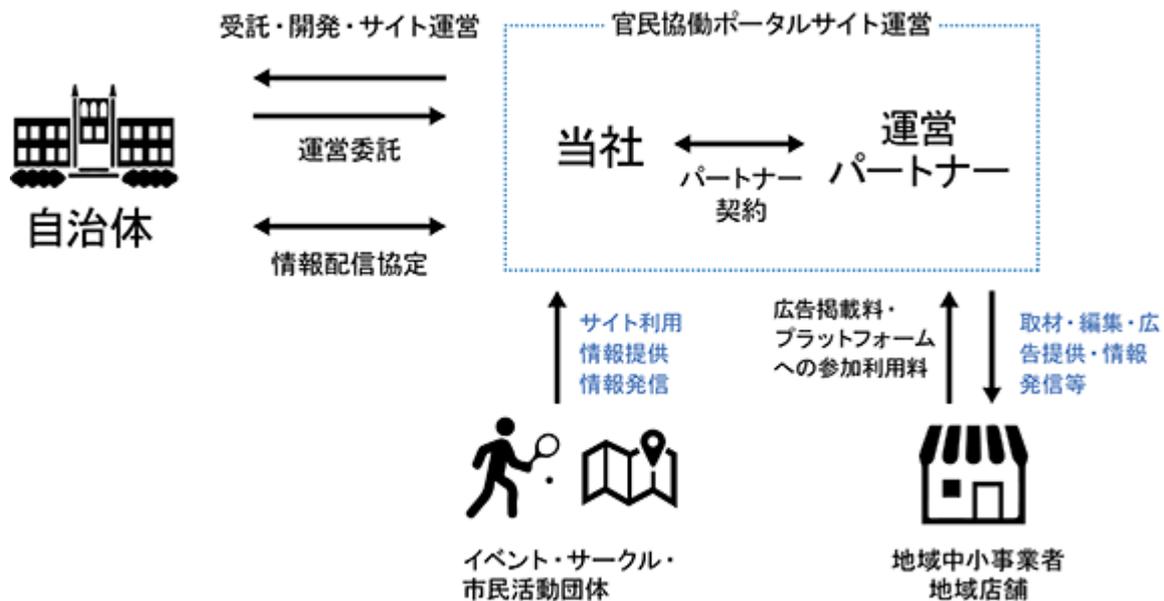
c. まいぶれポイント関係図



・官民協働ポータル

官民の情報を一元化することで、利用者にとってより利便性の高いポータルサイトを構築しています。「まいぶれ」の運営で培った情報発信ノウハウを活かし行政情報の効果的なリーチを支援します。また、自治体の情報発信事業として委託を受け官民協働ポータルのサービスを開始した後も、情報配信協定を締結し、委託期間終了後も自治体予算に依存せず、広告収益による自立採算運営モデルでの事業展開を提案しています。当連結会計年度末現在、12自治体と官民協働でポータルサイトを運営しております。

d. 官民協働ポータル関係図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)公共BPO	千葉県富津市	40,000	公共ソリューション	60.0	当社のふるさと納税BPO事業のコールセンターを委託しております。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
地域情報流通事業	61〔22.5〕
公共ソリューション事業	25〔14.5〕
全社(共通)	21〔8〕
合計	107〔45〕

(注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、パートタイマー及び有期雇用契約の従業員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2023年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
107〔41〕	34.2	6.3	4,162

セグメントの名称	従業員数(名)
地域情報流通事業	61〔22.5〕
公共ソリューション事業	25〔10.5〕
全社(共通)	21〔8〕
合計	107〔41〕

(注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、パートタイマー及び有期雇用契約の従業員を含んでおります。

2. 平均年間給与は、臨時従業員を除く従業員の給与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない制作技術部、プラットフォーム推進部及び経営統括部に所属している人数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
23.8	50.0				

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループのミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することです。

地域活性化を、継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する事を目的にしております。

人を動かし経済を循環させ、地域の課題を解決することで地域を活性化させるため、地域に点在する付加価値を流通させるプラットフォーム(地域情報流通基盤)である「まいづれ」を構築し運営しております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、地域情報プラットフォーム「まいづれ」を運営し、地域に埋もれた付加価値情報を収集し、編集し、発信するローカルコンテンツに特化した独自性の高いメディアを運営しております。

地域情報流通事業では、インターネットソリューションのラストワンマイルの担い手が限られた中、直接地域の中小事業者・店舗と接点を持つ「まいづれ」による取材・編集を通じて付加価値情報を循環させることにより、より魅力的なコンテンツを配信するメディア力としての価値向上と、情報発信をする中小事業者による顧客満足の上昇が図られています。また一方で直接の営業機会のみならず、マーケティングオートメーションを活用し、1万店を超える掲載の事例を活用して掲載希望の地域の中小事業者・店舗に対し提案力を高めております。

付加価値循環型の地域プラットフォームを当社グループで直営として運営するだけでなく、ビジネスモデルとしてパッケージ化していくことで全国各地での運営パートナーとのエリア展開を実現しております。引き続き運営パートナーの強化・増加を図り、さらなる事業拡大を目指します。

公共ソリューション事業では、各地域の情報収集・編集機能を有した運営パートナーとともに、統一されたオペレーションにて運用することにより、官民協働ポータルやふるさと納税業務支援等の官民協働事業も展開していきます。特にふるさと納税業務支援においては、効率化したセンター集中型の当社グループの事務局業務体制と、現地対応が可能な運営パートナーの返礼品事業者への支援活動により、高額な返礼品のみに頼らず地域の付加価値を高めた魅力の発信を行うことで寄付額増加へ貢献してまいります。

まいづれポイントでは、自社開発をしたQRコード決済型の新ポイントシステムを導入し、中小事業者・店舗が活用しやすい価格設定とし、店舗でのポイント利用促進の運営コンサル範囲を拡大していきます。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、企業価値を測る指標として、売上高及び営業利益の前年比増による成長性を重視しております。また、売上高を構成する指標として、まいづれ利用店舗数、まいづれ利用店舗平均単価、まいづれ展開エリア数、運営パートナー数、当社グループとの契約のあるふるさと納税業務支援の寄付額を重視しております。まいづれ利用店舗数、まいづれ利用店舗平均単価についてはプラットフォームの価値に、まいづれ展開エリア数、運営パートナー数については、プラットフォームの広がりや測る指標として、地域情報流通事業の売上に寄与するため、当社グループとの契約のあるふるさと納税業務支援の寄付額については、公共ソリューション事業の売上に寄与するため指標としております。毎月開催する取締役会において、事業別・部門別に、月次利益計画と併せて目標の単月、累計の利益計画の進捗度合いの報告、分析を行います。売上高については、事業別・部門別のみならずサービス別に報告、分析を行っております。

(4) 経営環境

少子高齢化の中、国は地方創生を政策の重点課題に位置づけており、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し地方創生の推進に向けた施策に取り組んでいます。

このような中、「持続可能な地域社会モデルの構築」をミッションとしている当社グループでは、国の方針だけでなく、自治体の課題解決など地域のニーズに応える形で事業展開をしております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

サービスの継続的な成長

当社グループは地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を主たる事業としており、プラットフォームの機能価値向上により、直営エリアで加盟店の増加と月額利用料単価の増加を図り、ビジネスモデルとしてエリア展開をすることで収益基盤を構築してまいりました。

今後においても、さらなる機能向上とサービスレベル向上及び運営パートナーへの経営指導力の強化を図ることが継続的な成長のために最重要な課題と認識しています。運営パートナーの増加によりリーチ可能な地域が拡大し、公共ソリューション事業の提供地域の増加につなげていく好循環のサイクルを生み出していくことが重要と考えております。

収益基盤の強化

当社グループは、直営運営エリア・パートナー運営エリア共に、「まいぶれ」への加盟事業者数を増やすことにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するためにはさらなる収益基盤の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのためにサービスレベルのさらなる向上にむけて、地域情報プラットフォームの開発を続けてまいります。

今後においても、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」のリニューアルや、店舗向けのWebマーケティングツールとしての機能を強化したサービスのリリースなどを予定してまいります。

また、公共ソリューション事業においては、ソリューションの幅を広げると同時に展開できるエリアを増やしていくことが重要です。直営運営エリア・パートナー運営エリアにかかわらず、展開エリアをさらに広げてまいります。また、子会社の株式会社公共BPOによる自治体へのふるさと納税BPO業務支援の幅を広げつつ、外注費を削減することで当該セグメントの収益性を高めてまいります。

サービスの健全性の維持及び向上

当社グループが運営する「まいぶれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ユーザー数、PV数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、掲載するコンテンツの健全性の維持及び向上を図るため、校正機能を整備しております。当社グループでは、広告掲載原稿の全投稿チェック体制、運営パートナーへのコンテンツ作成指導の強化、まいぶれ利用規約を遵守していただけないユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しておりますが、今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

組織力、内部管理体制の強化

a. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社グループ継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

c. 情報管理体制の強化

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、「地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する」という企業理念に基づき、社会の公器としてステークホルダーに対する責任と期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要課題の一つとして認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

また当社グループは、企業理念に基づく事業活動そのものが、地域社会の活性化とそれぞれの地域が多様性を持ち、持続可能な社会の実現に資するものと考えており、事業を通じて、地域を活性化させ、「サステナブルな社会のための循環を創り出すこと」を目指しております。

(2) 戦略

当社グループは地域情報流通事業と公共ソリューション事業が主要なサービスであり、「地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する」というミッションのもと、難易度の高い地域課題に対しビジネスによるアプローチでソリューション提供できる人材の育成が重要であるため、その人材を事業運営に必要な資本と捉え、人材、組織、カルチャーの観点で強化や最適な分配、投資のサイクルをまわしていくことが重要な課題であると認識しております。

また、当社グループにおける、人材の多様性に確保を含む人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針として、下記を掲げております。

マネジメント人材の育成・確保

昨今、少子高齢化社会の進展に伴う人材不足やマネジメント職に対するイメージの低下等によりマネジメント人材が不足する傾向にあります。そのため当社グループでは対応策として以下の施策を実施しております。

a. マネジメント職になる上での障壁の排除

当社グループでは、女性社員の割合が高まっている状況をふまえ、子育てや介護等によりマネジメント職を断念することがないよう、個人のパフォーマンスを高める環境作りを進めております。また、男性社員に対しても産後パパ育休など男性の育児休暇取得の促進をしております。自律的で多様な働き方が可能となるよう、フレックス制度や個人の判断におけるリモートワークの導入など、プロフェッショナルとして他者と協働しながらも、従業員が「自由と個人の責任」において自律的にスケジュールやアウトプットを管理・実行していくことで、働く時間や場所を自身で判断し、様々なライフステージにあった働き方を実現し、マネジメント職へチャレンジする機会を拡大しております。

b. マネジメント人材のスキルアップ

マネジメント人材が、多様な考え方をもち得るようにするため、また、リーダーシップを高めるために、マネジメントを担う社員に対して「FMS的マナージャーの役割」という行動指針を設けております。また、マネジメント人材の確保、マネジメント研修による育成、経営者との1on1等の仕組みづくりを実施しております。

メンバーシップ人材の育成・確保

社員の所属する会社をコミュニティとして位置づけ、社員には「フューチャーリンク・マインドセット（通称FMS）」を行動倫理規範として求め、カルチャーを大切に、知見共有や成長機会の提供を重視しております。現在のスキルを新たな領域で活用させるための人事異動、新規事業提案プログラム、社内表彰制度、チャットツールによる知見共有の機会を導入し、創造性を発揮した従業員を定期的に表彰することにより個人がスキルアップ・キャリアアップをしやすい企業文化の醸成に努めております。さらに、高度な経験を持ったプロフェッショナル人材も採用し、多様な知見を事業運営に取り込むことにより組織活性化を図っております。

従業員エンゲージメントの向上

人員増強により、人事機能を強化し、経営陣と連携し、従業員エンゲージメントを向上させるための様々な施策を実施しております。四半期ごとに、ビジョン共有と全社の方針を示す機会につながる全社会議（キックオフ）や、MBO方式を用いた目標の管理・評価を実施し、個人個人の成長・スキルアップの支援を行うとともに、更なる従業員エンゲージメント向上のための施策を行ってまいります。

(3) リスク管理

当社グループのリスク管理体制については、リスク管理及びコンプライアンスに関する機能を部長会内に設置し、

サステナビリティ関連のリスク及び機会についても識別し、評価、管理しております。当社グループのリスク・コンプライアンスについては、「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 b.リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりであります。

(4)指標及び目標

当社グループでは、上記(2) 戦略において記載した企業理念である「地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する」を実現すべく、様々な詳細な事業を展開しておりますが、それぞれの事業の継続的成長を実現するための指標を用いた目標及び実績は現在設定しておりません。整備次第、指標化できるよう進めて参ります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、情報の適時開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 市場規模・一般景気動向に関わるリスク

インターネット普及状況について

当社グループは地域情報サイト「まいづれ」を基幹として事業を展開しております。そのため、当社グループの事業の継続的な成長と発展には、インターネット環境の整備、利用拡大ないし高水準での利用割合の維持が必要であると考えております。総務省発表の「令和4年通信利用動向調査」によると、インターネット利用者の割合は84.9%となっており、今後も高い水準を維持していくものと考えられます。

しかしながら、インターネットの利用等に関する新たな法的規制の導入やその他予期せぬ要因等により、今後のインターネットの利用者の割合が減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告市場について

2022年の日本の総広告費は新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外の様々な影響を受けつつも、7兆1,021億円（前年比104.4%）と過去最高となりました。中でも社会のデジタル化を背景にインターネット広告費の市場規模は3兆912億円（前年比114.3%）となり、2兆円を超えた2019年からわずか3年で約1兆円増加するなど成長を続けております（出典：株式会社電通「2022年 日本の広告費」）。

しかしながら、広告市場は市場変化や景気動向の変動による影響を受けやすく、今後、急激な景気の変化等が生じた場合、広告及びインターネット広告の需要に影響する可能性があります。そのような事態が生じた場合、広告掲載案件や広告単価の減少等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、インターネット広告媒体としての提供価値にとどまらず、広告と販促支援のサービスを強化し、広告主にとって顧客とのコミュニケーションのプラットフォームを提供する役割を強化してまいります。

地域経済の衰退について

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局 2022年）によりますと、転入超過となっているのは東京都、神奈川県、埼玉県など11都府県で、それ以外は基本的に他の都道府県に人口が転出する傾向にあります。

今後、このような傾向が続き、地域経済の衰退が顕著になった場合、地域企業の情報の流通量の減少などにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

競合について

地域情報流通事業

当社グループの地域情報流通事業では、あらゆる地域のあらゆるジャンルの情報をユーザーに提供しております。特定のジャンルや地域に特化した情報を提供するという意味で部分的に競合する企業は存在し、地域中小企業・店舗の広告発信は多様な選択肢がありますが、当社グループは特定の地域・ジャンルを問わず情報発信を行っていることが特徴であり、様々な地域情報を求めるユーザーのニーズに適合していることが強みであると考えております。

しかしながら、今後、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

公共ソリューション事業

公共ソリューション事業は、国や地方自治体、公共へのサービス提供を行うナショナルクライアントに対し、公共の抱える課題へのソリューションを提供しております。ふるさと納税業務支援においては、運営パー

トナーとの協業による地域密着型の体制と、当社グループによる集中管理を実現しております。このような企業は少ないものの、ふるさと納税業務支援に関連する個別のサービスを提供する競合企業は存在します。当社グループは、このソリューション提供にあたって、地域情報流通事業における「まいづれ」の運営体制を活用して差別化を図っております。しかしながら、今後、高い資本力や知名度を有する企業等が類似サービスに参入した場合には、当社グループが優位性を確保し、企業価値の維持向上が図れるか否かは不確定であるため、競合サービスの状況により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

パートナー契約の状況

当社グループは地域情報プラットフォーム「まいづれ」のエリア拡大にあたり、直営と運営パートナーの双方により展開しております。展開カバーエリアを拡大することでメディアとしての価値を高め、地域内広告主にとってはミニメディアであり、全国規模の広告主にとってはマスメディアであるという両面を実現してまいりました。

パートナー契約は、当社グループと運営パートナーとの間で行われており、特定地域での、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営、並びにシステム利用、運営ノウハウの提供、日常的な運営指導とサポート提供、公共ソリューション分野における各種派生事業の優先展開を、契約内容としております。

当連結会計年度末現在におけるパートナー契約締結先は160社となっております。これらパートナー各社が何らかの事情によりパートナー契約を解消する場合には、当該エリアの「まいづれ」の運営が継続困難となり、当社グループが引き継ぐか、同エリアでの運営を希望する地域の企業等に引き継ぎを行います。その場合には、当該エリアでの情報量や営業活動が低下する可能性もあり、収益に影響を及ぼす可能性があります。

サイトのPV数（注）について

当社グループでは、ユーザーの気持ちを第一に考え、さらなるサービスの充実や利便性の向上、ユーザーの嗜好に深く根ざした飽きの来ないコンテンツを提供すること等によって、サイトのPV数の増加に努めております。

しかしながら、ユーザーの嗜好は移り変わりが激しく、ニーズに対応するコンテンツを提供できなかった場合には、PV数の減少が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、googleビジネスプロフィールとの連携等の他のサービスからの流入経路を拡大する取り組みを通じて、ユーザーの情報ニーズに合わせたコンテンツ配信の仕組みの継続的な改善に努めております。

（注）PV数（ページビュー数）とは、ユーザーがWebページを表示した回数のことを表します。

書き込みの内容について

当社グループの運営する地域情報サイト「まいづれ」では、サイト利用者が、利用した店舗の感想や評価を投稿しております。サイト利用者から投稿を受け付ける際は、利用規約等をサイト上に明示し、投稿が適切なものとなるよう注意を促しております。また、投稿に対しては全件審査を実施しており、事実に基づかない恣意的な投稿、誹謗中傷、嫌がらせ、知的財産権の侵害及び公序良俗に反する内容等の明らかに不適切な投稿を発見した場合は当該投稿を削除する等、一定の基準に基づいて不適切な投稿を規制し、サイトの健全性の維持に努めております。

しかしながら、サイト内での不適切な投稿について、対応が不十分だった場合、あるいは、不適切な投稿に起因するトラブルが適切に解決されない場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての法的責任が問われる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

掲載される店舗情報について

当社グループの運営するサイト「まいぶれ」では、インターネットを通して店舗等の情報を提供することから、これらの情報の充実や利便性の向上を図るとともに、情報の適切性、正確性が確保されるよう努める必要があります。

当社グループでは情報の掲載基準を設けており、その基準に従い情報を事前にフィルターをかけたうえで、顧客から掲載許可を得ているため、顧客の意に反して不適切または虚偽の情報が提供されることはありません。しかしながら、顧客が意図的に虚偽の情報を提供してきた場合は虚偽の情報の提供を防ぐことができない場合があります。また、顧客からの情報提供が遅れ、情報の更新もれが発生する可能性があります。

このように、掲載した情報に虚偽のものや不適切なものがあつた場合、あるいは、それに対する対応が不十分だった場合には、サイト利用者及び顧客の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての当社グループの法的責任が問われる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、今後も引き続き、積極的に新サービス、新規事業に取り組んでまいりますが、これにより先行投資として人材採用、広告宣伝費、システム投資などの追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業の採算性には不透明な点が多いため、新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まず、予想した収益が得られない場合には、投資を回収できず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節的変動について

当社グループの業績は第2四半期に偏重する傾向にあります。ふるさと納税業務支援の受託業務に係る売上高は、寄付額に応じて計上されますが、ふるさと納税の寄付は12月に行われる割合が高いことが主たる要因です。

(3) システム等に関するリスク

システムの安全性について

当社グループが運営する「まいぶれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムの安定稼働が、業務の遂行上、必要不可欠であります。そのため、ネットワークの常時監視、日常的な保守管理、継続的なシステム開発等により、システム障害を未然に防ぎ、万一発生してしまった場合でも迅速に適切な対応を行える体制を構築しております。

しかしながら、巧妙化・複雑化したサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入、自然災害や大規模な事故、その他予期せぬ要因等により、当社グループのシステム障害や情報漏洩が発生した場合、相当な費用負担や当社グループの社会的信用の低下により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、OS/ソフトウェアの定期アップデートの実施による脆弱性に対する対策、http通信の暗号化など継続的に実施してまいります。

技術革新について

インターネット関連市場では、技術革新が活発に行われており、その速度は早く、新しいサービスが次々と生まれております。そのため、当社グループでは、常に業界の動向を注視し、適時に事業戦略を見直し、必要に応じて迅速に技術革新に対応するため、既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制を構築しております。

しかしながら、技術革新の内容によっては、対応するための相当な開発費用が発生する可能性があり、また、適切な対応ができない場合はサービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。そのような場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拡大に伴う「まいぶれ」の機能更新について

当社グループは、事業規模拡大にともなって、よりユーザーの満足するサービスを提供するために「まいぶれ」の機能更新を継続的に実施してまいります。しかしながら、事業の状況に応じて計画の前倒しや更新が必要な領域拡大により予定外の開発費用が生じる可能性があり、また、適切な対応ができない場合はサービスの稼働やユーザー満足度が低下する可能性があります。そのような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制に関するリスク

小規模組織であることについて

当社グループは組織規模が小さく、規模に応じた業務執行体制となっております。また、今後の堅調な事業成長のためには、有能な人材の確保と育成が必要であると認識しており、適宜、採用を行い、社内研修制度の充実を図り、組織力の強化に注力してまいります。

しかしながら、ふるさと納税業務支援サービスにかかる負荷が12月に集中し、そのための人員はあらかじめ計画的に確保するようにしているものの、当初の想定よりも業務負荷が過大となった場合には、ふるさと納税業務支援サービスの提供に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、設備投資による業務の自動化等を実施し、人員依存割合を削減していく対策を施してまいります。

内部管理体制の強化について

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制の一層の充実を図ることが必要であると認識しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存

当社代表取締役社長である石井文晴は当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社グループでは、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人材に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在在職している人材の、予想を上回る流出や当社グループの求める人材が確保出来ない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。事業理念の浸透を通じて、当社グループで働くことの意義を感じ、高い成長を望む社員が多く、離職率は低い水準で推移しています。

また適切な人材を確保出来たとしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があり、その場合にも当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、業績の拡大に応じて人員及び報酬水準の増加を適切に計画し、予算統制を実施してまいります。

(5) 法的規制に関するリスク

一般的なインターネットにおける法的規制について

当社グループの事業は主に、「電気通信事業法」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」等による法的規制を受けております。

当連結会計年度末現在において、当社グループの事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しておりますが、近年、インターネットの普及拡大に伴い、インターネット上のトラブルへの対応として、インターネット関連事業を規制する法令が徐々に整備されてきている状況です。今後、インターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の制定や、既存法令等の改正及び解釈変更がなされた場合には、当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。その場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該制約は当社グループに限らず業界全体に及ぶものと考えられますが、積極的な情報収集及び必要となる技術的な対応を実施してまいります。

法令の改正等における法的規制について

当社グループの公共ソリューション事業においては、地域情報を収集・編集して発信する「まいぷれ」の運営体制を活かして、自治体からふるさと納税の業務代行を受託し、特産品の開拓や生産者インタビューなど継続的に情報発信することで、ふるさと納税の寄付拡大に貢献しております。したがって、今後ふるさと納税に対する規制が強化された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、ユーザーの住所、氏名、電話番号等の個人を特定できる情報を取得しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。

当社グループでは、同法及び関連法令等を遵守し、それらの個人情報や取引データの取り扱いに細心の注意を払い、流出防止の体制を維持することを事業運営上の重要事項と認識しております。そのため、当社グループでは、ネットワークの管理、独自のプライバシーポリシーの制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、個人情報保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや、当社グループの関係者や業務提携先等の故意又は過失による漏洩、改ざん、不正使用等の不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、適切な対応を行うための費用の発生や、当社グループに対する損害賠償の請求、当社グループの社会的信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。この点、万が一に備え、個人情報漏洩保険に加入し、漏洩時の対応や損害賠償に備えております。

知的財産権及び肖像権について

当社グループは、当社グループが提供するサービスが第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう、調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の可能性を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社グループが提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループがサービスを提供するにあたって、サイト上に写真を掲載することがあります。このような場合には、当社グループは、他社の肖像権を侵害しないよう対応を徹底しておりますが、肖像権侵害の可能性も完全に把握することが困難であり、将来的に、当社グループが提供するサービスについて、第三者より肖像権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、当社グループでは、当社グループが提供するサービスに関する知的財産の保護に努め、当社グループの持つ商標権等の知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

風評

当社グループが取扱うサービスにおいて、全国の自治体との取引が多く存在しております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役員、従業員に対し、インセンティブを目的とした新株予約権(以下「ストック・オプション」)を付与しております。これらのストック・オプションに加え、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在における、これらのストック・オプションによる潜在株式数は52,880株であり、発行済株式総数832,250株の6.4%に相当しております。

訴訟に関するリスクについて

当連結会計末現在において、当社グループが当事者として関与している訴訟手続きはありません。

しかしながら、当社グループの今後の事業展開において、第三者への権利侵害があった場合等には、当社グループに対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社グループは、設立以来、当期純利益を計上した場合であっても、まず内部留保を充実し、財務基盤の強化が重要であると考え、配当を実施していません。株主への利益還元については、重要な経営課題の一つであると考えておりますが、今後企業価値を高めるため内部留保を使用して機動的な投資を行うこともあり、無配を継続する可能性があります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

(1) 経営成績等の状況

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少に伴い各種制限が段階的に緩和され、景気対策など社会経済活動の正常化の兆しがみられた一方で、ウクライナ情勢の長期化や急速な円安に伴う物価上昇等の影響による企業活動や個人消費の停滞により、経済の見通しは依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループが事業展開する広告業界におきましては、2022年の日本の総広告費は新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外の様々な影響を受けつつも、7兆1,021億円(前年比104.4%)と過去最高となりました。中でも社会のデジタル化を背景にインターネット広告費の市場規模は3兆912億円(前年比114.3%)となり、2兆円を超えた2019年からわずか3年で約1兆円増加するなど成長を続けております(出典:株式会社電通「2022年 日本の広告費」)。

また、ふるさと納税市場においては、2022年度のふるさと納税受入額は前年比16.3%増の9,654億円となり、受け入れ件数も前年比16.6%増の約5,184万件と過去最高となりました。ふるさと納税制度の認知は一般化し、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されております(出典:総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和5年度実施)」)。

このような環境下、当社グループは地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を通じた経営支援を推進し、「まいづれ」運営パートナーとの協働によるふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、地域情報流通事業は、地域情報プラットフォームの価値向上のための積極的な開発投資・人的資本への投資を継続し、店舗の経営支援に向けたサービス価値の向上を追求してきました。その結果、地域の店舗・中小事業者のWEBマーケティング支援を目的とした情報発信の代行を行う「まるまるおまかせプラン」を投入し、さらなる地域情報流通事業の成長基盤を構築しました。公共ソリューション事業においては、ふるさと納税BPO事業の受託自治体の寄附額増加支援を強化しながら、コールセンターを中心業務とする子会社の株式会社公共BPOを設立し、事業構造の効率化と自治体業務支援のサービスレベルの向上に努めてまいりました。また、新たな成長分野を開発する新規事業にも積極的に取り組みはじめ、地域の魅力的な産品を集めたカタログギフト「まいづれご当地ギフト」の販売も開始しました。

しかしながら、公共案件売上で当初計画をしていた大型受託案件を獲得することができず、売上高が当初予想を下回る見込みとなり、人的資本への積極的な投資を継続したため販売管理費も増加し、当連結会計年度における売上高は1,382,668千円、営業損失は68,131千円、経常損失は69,877千円、親会社株主に帰属する当期純損失は66,536千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(地域情報流通事業)

地域情報流通事業におきましては、地域情報サイト「まいづれ」を通じて発信した情報とGoogleビジネスプロフィールの連携を強化する機能の改修を進め、ローカルWebマーケティング支援にも注力してまいりました。

まいづれ店舗広告は、広告掲載だけではなく、顧客満足度を高めるサポートを行い、「まるまるおまかせプラン」等の高単価・高付加価値のサービスを導入する取り組みにより平均単価が6,221円(前年同期比921円増)となりました。これにより、当連結会計年度における直営地域のまいづれ関連売上高は114,899千円となりました。

また、パートナー運営地域におきましては、「まいづれ」の展開エリアは着実に増加し、872市区町村となりました。この結果、直営を含む全国のまいづれプラットフォーム利用店舗数は18,207店舗となり、レベニューシェアの増加につながりました。

運営パートナーの新規開拓におきましては、営業組織体制を強化し、広告リード獲得からの商談実績を増加させることで持ち直しが進み、当連結会計年度における新規契約件数は28件となりました。これにより、当連結会計年度の既存・新規契約をあわせたパートナー関連売上高は406,148千円となりました。

また、地域情報プラットフォームで培った地域店舗・企業に対する広告・販促を扱うマーケティング支援におきましては、大手小売チェーンの新店計画の増加や景気刺激策による広告需要も生まれ、マーケティング支援売上高は204,867千円となりました。

この結果、当連結会計年度に属するセグメント売上高は725,915千円となりました。またセグメント利益は211,300千円となりました。

(公共ソリューション事業)

ふるさと納税BPOでは、当連結会計年度に新たに5自治体で受託が開始し、サービス提供自治体数は42となり、ふるさと納税関連売上高は509,311千円となりました。公共ソリューション領域では、消防庁の新技术を活用した災害情報伝達手段の実証実験やデジタル田園都市国家構想交付金に関連する案件がスタートするなど、事業を推進して参りました。その結果、公共案件売上高は108,751千円となりました。

地域共通ポイントサービス「まいぷれポイント」は、全国で11エリア、3自治体と運営を継続しております。当社グループが事務局運営を務める自治体の委託費やコロナ対策支援事業としての市民向けポイント助成などの動きも一部自治体で活発となり、まいぷれポイント関連売上高は38,690千円となりました。

この結果、当連結会計年度に属するセグメント売上高は656,753千円となりました。またセグメント利益は91,238千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における総資産は746,927千円となりました。主な内訳は、現金及び預金が367,946千円、売掛金が117,131千円、有形固定資産が83,665千円、無形固定資産が34,086千円、投資その他の資産が83,877千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は503,733千円となりました。主な内訳は、買掛金が54,449千円、短期借入金が75,000千円、未払金が86,416千円、預り金が139,982千円、長期借入金が44,998千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は243,193千円となりました。主な内訳は、資本金が272,409千円、資本剰余金が186,909千円、利益剰余金が232,820千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により26,811千円増加し、投資活動及び財務活動によりそれぞれ62,453千円、4,712千円減少したため、367,946千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、26,811千円となりました。主な要因といたしましては、税金等調整前当期純損失69,877千円、減価償却費17,894千円、賞与引当金の増加額6,765千円、仕入債務の増加額10,417千円、未払消費税等の増加額19,626千円、預り金の増加額25,995千円、法人税等の還付額7,598千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、62,453千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出45,210千円、無形固定資産の取得による支出13,911千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、4,712千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出28,776千円、短期借入金の純増加額25,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a．生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

b．仕入実績

当社グループでは地域情報流通事業の一部で仕入実績がありますが、重要性が低いため、記載を省略しております。

c．外注実績

当連結会計年度における外注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
地域情報流通事業	142,249	-
公共ソリューション事業	262,248	-
合計	404,498	-

(注) 1．金額は、外注価格によっております。

2．当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載していません。

d．受注実績

当社グループでは一部個別の受注案件がありますが、受注実績の重要性がないため、記載を省略しております。

e．販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
地域情報流通事業	725,915	-
公共ソリューション事業	656,753	-
合計	1,382,668	-

(注) 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載していません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財務状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度において、当社グループは、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」においてプラットフォームの価値向上を目指し、掲載件数よりも単価の向上を重点戦略と位置づけ、より付加価値の高いサービス「まるまるおまかせプラン」を開発し直営地域で展開してまいりました。その結果、まいぷれ利用店舗平均単価(月額)が6,221円と前年同期比921円増となり顧客単価を上げられることが実証できたため、全国で販売を開始する体制を整えました。また、契約済み展開エリアに関しては、全国で70市区町村増加の872市区町村となり、事業基盤である運営パートナーとエリア展開を着実に実現してまいりました。

公共ソリューション事業のふるさと納税BPOでは受託自治体が42自治体となり、新規受託自治体は一部自治体の契約終了があったものの、前期より5自治体増加しました。しかしながら、受託自治体数をKPIにするのではなく、よりポテンシャルが高く、伸びしろのある自治体に対して付加価値の高いサービス提供をしていくべく、既存自治体の寄付額を重視していくことにシフトしてBPO支援に取り組みました。当社グループでは、持続的成長を重視し、下記の数値を主要な目標指標として取り組んでまいりました。

	2023年8月期目標	2023年8月期実績
まいぷれ利用店舗数	20,003	18,207
まいぷれ利用店舗平均単価(円)	5,870	6,221
運営パートナー数	173	160
契約済み展開エリア(市区町村)	862	872
ふるさと納税寄付金額(億円)	54.8	60.2

資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要の主なものは、今後の地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の価値向上のためのシステム開発及び運営にあたる社員の採用費、人件費及び業務委託費、まいぷれ運営パートナーの獲得を安定的に行うための戦略として必要となる広告宣伝費等であります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保しながら、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入による資金調達を基本とし、必要に応じてエクイティファイナンス等による資金調達を検討する予定であります。なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は367,946千円となっており、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しております。

5 【経営上の重要な契約等】

契約の名称	相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
パートナー基本契約	運営パートナー	各運営パートナーによる	契約締結日より5か年。以後自動更新	特定地域での、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営、並びにシステム利用、運営ノウハウの提供、日常的な運営指導とサポート提供、公共ソリューション分野における各種派生事業の優先展開について定めております。
合併契約	(株)シフトセブン コンサルティング (株)サンクネット	2022年8月9日	いずれも新会社の株式を保有しなくなったときまで 新会社が解散し清算登記を完了したときまで	(株)公共BPO(現連結子会社)を設立し、ビジネスプロセスアウトソーシング、コンサルティングサービス、コンタクトセンターの事業を行うことを目的としております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は72,601千円であります。
なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。
セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 地域情報流通事業

当連結会計年度は、設備投資は実施しておりません。
なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 公共ソリューション事業

当連結会計年度は、ふるさと納税BPO業務の書類発送を効率化するためのメールシーラーの取得を中心とする3,398千円の設備投資を実施いたしました。
なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 全社(共通)

当連結会計年度は、富津金谷小オフィスのリノベーション工事及び各報告セグメントに関連する地域情報プラットフォームの価値向上のための「まいぷれリニューアル」の開発投資を中心とする69,203千円の設備投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は国内に6ヶ所の拠点を設け、サイト運営を行っております。

2023年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア (ソフトウェア仮 勘定含む)	その他		合計
本社 (千葉県 船橋市) 他4ヶ所	地域情報流通 公共ソリューション 共通	事務所設備	20,485	1,453	4,273	33,882	204	60,298	105 (36.5)
富津金谷小 オフィス (千葉県 富津市)	地域情報流通 公共ソリューション	事務所設備	6,278	2,741	2,661	-	44,633	56,316	2 (4.5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、商標権、電話加入権及び建設仮勘定の合計であります。
 3. 本社及び各拠点の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は39,948千円であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()にて外書きしております。

(2) 国内子会社

2023年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	合計	
(株)公共 BPO	本社 (千葉県 富津市)	公共ソリューション	事務所設備	412	725	1,137	- (4)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()にて外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	富津金谷小 オフィス	地域情報 流通 公共ソ リユー ション 共通	事業所設 備	57,000	44,633	自己資金 事業再構築補助 金	2022年 6月	2023年 11月	地域情報 流通事業 の営業拠 点 地域コ ミュニ ティの交 流拠点

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,812,000
計	2,812,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	832,250	832,250	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	832,250	832,250		

(注) 提出日現在の発行数には、2023年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年8月16日 取締役会決議 2018年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)6	当社取締役 3 当社従業員 62
新株予約権の数(個)	2,549 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類 内容及び数(株)	普通株式 50,980 (注)1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)4、7
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から2028年8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注)7 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の発行価額は無償とする。
4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(注)1及び2に定める本新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。
(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

- (4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。
なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
- (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
- (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員44名となっております。
7. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年8月16日 取締役会決議 2018年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	30 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600 (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注) 4、6
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から2028年8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注) 6 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(注)1及び2に定める本新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

(4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。
なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
 - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
 - (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
 - (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年8月16日 取締役会決議 2019年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)6	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)	65 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,300 (注)1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)4、7
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から2028年8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注)7 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(注)1及び2に定める本新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

(4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。
なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
 - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
 - (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
 - (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員9名となっております。
7. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月8日 (注) 1	667,850	703,000		134,500		49,000
2021年8月19日 (注) 2	80,000	783,000	90,896	225,396	90,896	139,896
2021年8月30日 (注) 3	36,300	819,300	41,244	266,640	41,244	181,140
2021年9月1日～ 2022年8月31日 (注) 4	2,200	821,500	715	267,355	715	181,855
2022年12月27日 (注) 5	4,950	826,450	2,749	270,104	2,749	184,604
2023年5月2日 (注) 6	1,500	827,950	907	271,012	907	185,512
2022年9月1日～ 2023年8月31日 (注) 4	4,300	832,250	1,397	272,409	1,397	186,909

(注) 1. 株式分割(1:20)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,470.00円

引受価額 2,272.40円

資本組入額 1,136.20円

払込金総額 181,792千円

3. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,272.40円 資本組入額 1,136.20円

割当先 岡三証券株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 1株につき1,111円

資本組入額 1株につき555.5円

割当先 当社取締役5名

6. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 1株につき1,210円

資本組入額 1株につき605円

割当先 当社従業員3名

(5) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	19	10	11	3	587	631	
所有株式数 (単元)	-	3	498	3,148	73	6	4,584	8,312	1,050
所有株式数 の割合(%)	-	0.04	5.99	37.82	0.88	0.07	55.15	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社石井本店	東京都港区港南2丁目5-3	300,000	36.05
石井 丈晴	千葉県八千代市	76,750	9.22
岡田 亮介	神奈川県横浜市中区	43,850	5.27
板倉 正弘	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	38,725	4.65
宮脇 邦人	東京都渋谷区	35,800	4.30
片町 吉男	東京都江東区	35,225	4.23
室川 敏治	東京都三鷹市	30,000	3.60
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	16,700	2.01
谷川 昭雄	東京都文京区	15,400	1.85
株式会社ライトアップ	東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号	8,200	0.99
計		600,650	72.17

(注) 2023年9月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、宮脇邦人氏が2023年9月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2023年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
宮脇 邦人	東京都渋谷区	41,700	5.01

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 831,200	8,312	
単元未満株式	普通株式 1,050		
発行済株式総数	832,250		
総株主の議決権		8,312	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、財務体質の強化及びサービス提供に関するシステム整備等のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項としたうえで、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他に中間配当を行うことができる旨及び基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当及びその他の剰余金は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

具体的には、社外取締役を2名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。また、社外監査役においても2名を設置し、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会並びに会計監査人を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、監査役が客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。また、これらを補完する機関として部長会等を設置しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、原則毎月開催し、当社の経営方針、経営計画、年度予算その他の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他の重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。その構成員は取締役5名（石井丈晴、岡田亮介、中川拓哉、板倉正弘、片町吉男）、監査役3名（神崎進、清水行雄、松本高一）であり、取締役会の議長は代表取締役社長石井丈晴であります。取締役のうち2名（板倉正弘、片町吉男）は社外取締役であります。

b．監査役会

当社は、監査役会を設置しており、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。その構成員は、監査役3名（神崎進、清水行雄、松本高一）であり、監査役会の議長は常勤監査役神崎進であります。監査役のうち2名（清水行雄、松本高一）は社外監査役であります。また、監査役は、内部監査担当者及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧、会計監査人からの報告等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

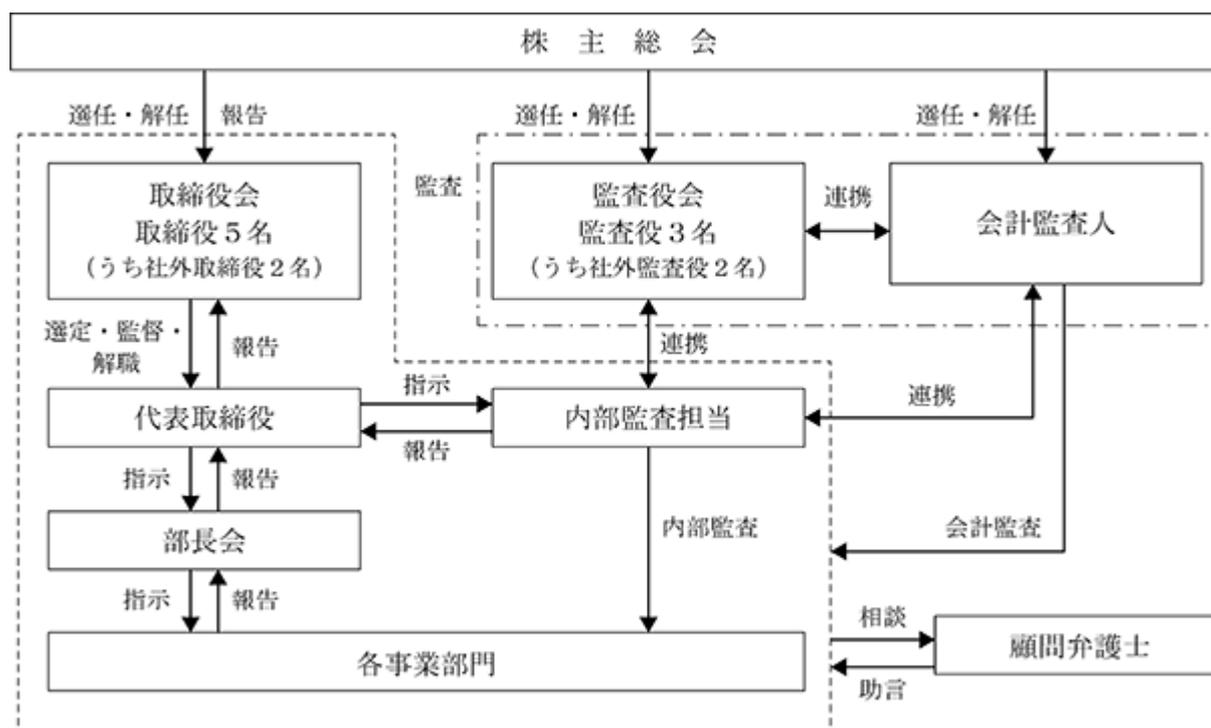
c．部長会について

当社は、代表取締役社長石井丈晴、取締役岡田亮介、中川拓哉、及び部長等により構成される「部長会」を、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。経営の基本的な目標、方針、計画ならびに特に重要な業務執行について審議を行い、その審議結果に基づいて議長である代表取締役社長が決定を行っております。また、部長会においては、リスク管理及びコンプライアンスに関連する議題も協議しております。

d．当該体制を採用する理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会を設置し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

当社の企業統治の体制は、以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、取締役会の決議により内部統制システムに関する基本方針を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (3) 監査役は、「監査役会規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) データ化された機密情報については、「IT管理規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営統括部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社は子会社の管理に関する社内規則を制定し、企業集団の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役会は必要に応じて子会社の業務状況等に関する監査を実施する。また、内部監査担当は子会社の業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び子会社における内部統制の確立を支援するため、子会社に対する内部監査を定期的の実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役がその職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口であるとともに、内部通報窓口の顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「公益通報者保護規程」で定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。
- b. リスク管理体制の整備の状況
当社は「リスク管理規程」において、役職員に対し、「業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない」旨規定しております。
また、当社は「コンプライアンスに関する方針」及び「コンプライアンス管理規程」を定め、その精神を尊重することにより社会的責任を果たすことが自らの役割であることを認識し、公正・透明な経営の確立、不祥事の防止に努めております。コンプライアンスに関する全社的な推進や必要な情報の共有化等については部長会議にて定期的実施しており、社員に対しては教育・研修等を通してコンプライアンス意識の啓発を行い、違反行為については通報するよう「公益通報者保護規程」を制定しております。
- c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況
当社は、IT管理に関する基本事項を定め、ITの適正な取り扱いによる業務効率の向上と会社情報の漏洩や不正アクセス等のIT利用がもたらす可能性のあるリスクの未然防止または最小化を図ることを目的として「IT管理規程」を制定し、IT管理責任者を中心とした情報セキュリティ体制を構築しております。
また、当社は、地域情報サイトの運営、紙面広告事業等を行っておりますが、その事業の中で取扱う個人情報の保護を企業活動の重要な課題として捉え、個人情報の適切な取扱いならびに、安全管理に取り組むためにプライバシーポリシーを掲げて個人情報保護に関する規定を制定し、全社一体となり実践しております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石井 丈晴	14回	14回
岡田 亮介	14回	14回
中川 拓哉	14回	14回
板倉 正弘	14回	14回
片町 吉男	14回	14回

取締役会における具体的な検討内容は、決算開示に関する事項、当社及び子会社の部門別月次損益に関する事項、連結及び単体予算に関する事項、組織変更及び人事に関する事項、規則規程改訂に関する事項、資金に関する事項、IR活動に関する事項等であります。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であったものを含む。)及び会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、4,000万円または会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い額(会計監査人は会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額)としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための処置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	石井 文晴	1973年12月23日	1997年4月 2000年3月 2006年10月 2016年9月	(株)リクルート 入社 当社 設立 代表取締役(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 代表取締役 (株)まいづれ加古川(当社に吸収合併) 代表取締役	(注)3	(注)5 376,750
取締役 事業部門管掌 公共ソリューション部長兼事 業開発部長	岡田 亮介	1975年9月11日	1998年4月 2001年4月 2002年4月 2012年3月 2019年11月 2022年9月 2023年3月	(株)リクルート 入社 当社 入社 当社 取締役(現任) 公共ソリューション部長(現任) 事業部門管掌(現任) (株)公共BPO代表取締役(現任) 事業開発部長(現任)	(注)3	43,850
取締役 経営統括部長	中川 拓哉	1980年1月6日	2003年4月 2007年5月 2014年3月 2017年9月 2017年9月 2018年11月	(株)明報広告 入社 当社 入社 当社 パートナー事業部長 当社 経営統括部長(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 監査役 当社 取締役(現任)	(注)3	1,100
取締役	板倉 正弘	1963年1月4日	1987年4月 2005年10月 2005年11月 2006年9月 2017年9月	(株)リクルート 入社 当社 取締役(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 取締役 (株)フィールドビジョン 設立 代表取締役(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 取締役	(注)3	38,725
取締役	片町 吉男	1974年7月24日	1999年11月 2001年7月 2003年4月 2006年12月 2014年4月 2014年4月 2016年2月 2016年2月 2022年9月	(株)サンクコーポレーション 入社 (株)サンクコーポレーション 代表取締役(現任) (株)サンクネット 代表取締役(現任) (株)ティーピース 取締役(現任) 当社 取締役(現任) (株)エスピーエス(現サンクネットワークス) 代表取 締役(現任) (株)サンクリレーションズ 代表取締役(現任) (株)インシュア 取締役(現任) (株)公共BPO 取締役(現任)	(注)3	35,225
監査役	神崎 進	1956年11月4日	1979年4月 1997年11月 1999年7月 2001年5月 2013年9月 2017年4月	新日本証券(株)(現 みずほ証券(株)) 入社 (株)ビジネスネットコーポレーション 入社 個人事業主屋号「officeOUT」にてWeb制作エンジニア 当社 入社 当社 経営統括部 マネジャー 当社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	清水 行雄	1956年5月20日	1975年4月 1996年10月 1998年4月 2014年7月 2018年7月 2019年11月	(株)日本リクルートセンター(現・(株)リクルート) 入社 情報ネットワーク事業ネットワーク・インテグラー ション事業部長 (株)リクルートネットワークサービス 取締役 (株)NTCシステム 営業部長 Hongo Connect&Consulting(株) 管理部長 当社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	松本 高一	1980年3月26日	2003年9月 2006年1月 2012年9月 2014年10月 2017年8月 2017年9月 2018年7月 2018年8月 2019年12月 2020年11月 2020年12月 2021年6月 2021年6月 2022年6月 2023年4月	(株)AGSコンサルティング入社 新光証券(株)(現みずほ証券(株)) 入社 (株)プラスアルファ・コンサルティング入社 SMB日興証券(株)入社 (株)アンビグラム設立 代表取締役(現任) (株)ラパブルマーケティンググループ社外取締役(現任) デジタルデータソリューション(株) 監査役(現任) AKA(株) 監査役(現任) (株)アప్పア設立 代表取締役(現任) 株式会社リチカ 社外監査役(現任) 当社 監査役(現任) (株)揚羽 社外監査役(現任) (株)ギミック 社外監査役(現任) (株)KDLテクノロジーズ 取締役(現任) フューチャーベンチャーキャピタル(株) 社外取締役(監 査等委員)(現任) (株)TOKYO BASE 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計						495,650

- (注) 1. 取締役板倉正弘氏及び片町吉男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水行雄氏及び松本高一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役5名の任期は、2023年8月期に係る定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2021年5月7日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役石井丈晴氏の所有株式数は、同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社石井本店が保有する株式数も含めた実質所有株式数を記載しております。

社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の板倉正弘氏及び片町吉男氏は、会社の代表取締役や各社の役員等を歴任し、企業経営等の豊富な実績を有していることから、当社の社外取締役に選任しております。

なお、板倉正弘氏は、「役員一覧」に記載のとおり当社株式38,725株を保有し、当社新株予約権240個(新株予約権の目的となる株式数4,800株)を保有しております。この他に同氏及び同氏の兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役の片町吉男氏が代表取締役を務める株式会社サンクネットは当社の公共ソリューション事業のバックオフィス業務とマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引先であります。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。また、片町吉男氏は、「役員一覧」に記載のとおり当社株式35,225株を保有し、当社新株予約権140個(新株予約権の目的となる株式数2,800株)を保有しております。これら以外に同氏及び同氏の兼職先と当社との間に特別な利害関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外監査役の清水行雄氏は、情報通信業界における長年の経験があり、会社の取締役等の要職を歴任し、企業経営の経験を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役の松本高一氏は、証券業界における豊富な経験と知見を有しており、複数の企業の社外監査役を歴任していることから、当社の社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

b. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っております。

社外取締役の板倉正弘氏は、当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に営業・財務・人事労務など幅広い観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外取締役の片町吉男氏は、当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に業務管理・マーケティングについて、経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の清水行雄氏は、就任後開催のすべての取締役会に出席し、複数社の経営に携わった経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の松本高一氏は、就任後開催のすべての取締役会に出席し、複数の企業の社外監査役としての経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。

c. 社外取締役と社外監査役の選任基準と独立性に関する考え方

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、企業経営等における豊富な経験と高い識見等、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できることを重視しております。また、当社が上場する東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定することにしております。

社外監査役の選任にあたっては、企業経営等に高い見識をもち、あるいは、監査機能発揮に必要な専門分野における高い識見を有し、監査体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上が期待できることを重視しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び取締役等との面談を通じ、当社の経営及び業務執行の状況等を把握するとともに独立した立場で適宜必要な意見を述べることによって監督・監査機能の向上に努めております。

また、社外監査役は監査役会への出席や内部監査担当、会計監査人及び各内部統制部門と必要に応じてミーティングを実施するなど、情報共有や連携を図りながら監査業務にあたっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役(社外監査役)2名で構成され、原則、毎月1回監査役会を開催しております。

年度監査計画は業務監査及び会計監査に区分されます。監査計画の作成に当たっては、会計監査人より会計監査計画書を受領し、その説明を聴取するとともに、監査の方法、時期および留意点につき、会計監査人との意見の調整を行う等、監査の効率化を図っております。監査の実施方法は、その目的、質、量および重要度等に応じ、重要会議への出席、稟議書等業務執行に関する重要書類の閲覧、取締役および使用人からの報告聴取、往査、会計帳簿その他帳票、諸資料の閲覧、会計監査人からの報告聴取等により適宜行っております。監査役は、監査の概要および結果をとりまとめた監査調書をもとに、監査役所見を付した報告書を作成し、取締役会に報告しております。監査役は、監査役所見の取りまとめに当たっては、監査役間において十分な意見交換ならびに調整を行い、会社業務において適法性を欠く事実または適法性を欠くおそれがある事実を認めるときは、その改善を行うよう取締役に助言、勧告するほか必要に応じ取締役会に報告しております。

当事業年度における、監査役会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神崎 進	14回	14回
清水 行雄	14回	14回
松本 高一	14回	14回

監査役会における主な検討内容は、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査方針・監査計画の決定、監査方法および業務分担の決定、会計監査人の選任に関する決定、会計監査人の報酬等に対する同意です。また取締役会付議・報告案件の事前チェックや業務監査の活動報告、重要な稟議等の内容の確認、取締役会等での各取締役の職務執行状況及びコンプライアンス遵守状況等についても行っております。

また、常勤監査役の活動として重要な会議への出席、内部監査担当との連携、会計監査人との情報交換、業務執行取締役との個別面談等を実施している他、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集した上で、他の社外監査役への報告を適時実施することにより、監査役会としての監査機能の充実を図っております。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長直属の内部監査担当者1名を置いております。

内部監査は、当社の業務全般を対象とし、業務監査と会計監査に区分し、年度計画に基づいて定期的に継続して実施しております。定期監査にあたり、内部監査担当者は監査役と意見調整のうえ、あらかじめ「内部監査計画書」を作成し、代表取締役社長の承認を得ます。監査は、原則として実地監査としており、必要に応じて書面監査を実施いたします。監査の実施にあたってはあらかじめ被監査部門に「内部監査実施通知書」にて通知し、内部監査実施後、被監査部門長に対し監査結果を説明し、意見を聴取しております。内部監査担当者は、「内部監査報告書」を作成して代表取締役社長へ提出し、当該報告書の写しを被監査部門へ回付いたします。代表取締役社長は「内部監査報告書」の内容に基づき、重要と認めた事項を「業務改善指示書」として内部監査担当者を通じて被監査部門へ伝達します。「改善指示書」を伝達された被監査部門は、監査結果の改善状況等を「業務改善結果報告書」にて代表取締役社長、内部監査担当者に報告しており、内部監査担当者は後日改善確認を行っております。

内部監査担当者は、取締役会、監査役会に直接報告する仕組みはありませんが、必要に応じて参加し報告しております。また、社内取締役、常勤監査役及び部長が参加する社内チャットツールに対して毎月監査状況のレポートを報告しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施できるよう、協議又は意見・情報の交換を行っております。また、監査役及び会計監査人に対し、監査計画と監査結果について定期的に報告を行い、必要に応じて監査役及び会計監査人が行う調査に協力しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

千葉第一監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 本橋 雄一

公認会計士 大川 健哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士6名、会計士試験合格者1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、監査法人に対して取締役等へのアクセスの機会を提供するとともに、監査法人と監査役、内部監査担当者との十分な連携を可能とする等、適切な監査環境の提供に努めております。また、当社は、監査法人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見した場合には、その内容に応じて適切に対応することとしております。

監査役は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画ならびに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、前期の監査実績等を踏まえた上で、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために監査法人を総合的に評価し、選定について判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、経営統括部に監査法人の監査業務について確認するほか、監査法人から直接監査業務について報告を受けております。監査役は、監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、監査法人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,000	-
連結子会社	-	-
計	14,000	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項ありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上、監査役の同意を得て、監査報酬を決定しております。

e . 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した監査法人に対する報酬等に対して、当社の監査役が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画における監査時間、配員計画等が妥当であり、それらに基づく監査報酬が相当であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において年額84,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額36,000千円以内とそれぞれ決議されております。

また、上記報酬等のほか、2022年11月25日開催の第23回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含む）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額20,000千円以内（うち、社外取締役4,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに、株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2022年11月25日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各役位、職責を踏まえ、且つ同業他社の水準、当社の経営内容及び従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、取締役会に答申したうえで、取締役会決議を経て決定しております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき、役位、職責等に応じて取締役会で決定し、一定の時期に支給しております。

ウ 当該事業年度にかかる取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役の業績向上意欲等を保持し、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランス、前事業年度の経営成績を考慮し、取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各監査役の常勤、非常勤の別や業務分担等を基に、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	46,992	45,742	-	1,249	3
監査役 (社外監査役を除く。)	4,699	4,699	-	-	1
社外役員	6,368	6,243	-	124	4

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、記載を省略しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	53,018
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較情報は記載していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の財務諸表について、千葉第一監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2023年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	367,946
売掛金	117,131
契約資産	24,690
商品及び製品	581
仕掛品	370
原材料及び貯蔵品	668
その他	34,495
貸倒引当金	586
流動資産合計	545,297
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,175
車両運搬具（純額）	0
リース資産（純額）	6,934
建設仮勘定	44,633
その他	4,920
有形固定資産合計	1 83,665
無形固定資産	
ソフトウェア	30,247
ソフトウェア仮勘定	3,634
その他	204
無形固定資産合計	34,086
投資その他の資産	
投資有価証券	53,018
破産更生債権等	881
繰延税金資産	13,369
長期未収入金	17,127
その他	17,489
貸倒引当金	18,008
投資その他の資産合計	83,877
固定資産合計	201,629
資産合計	746,927

(単位：千円)

当連結会計年度
(2023年8月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	54,449
短期借入金	2 75,000
1年内返済予定の長期借入金	27,040
リース債務	4,219
未払金	86,416
未払法人税等	6,489
契約負債	3,850
預り金	139,982
賞与引当金	25,910
その他	23,492
流動負債合計	446,850
固定負債	
長期借入金	44,998
リース債務	3,983
資産除去債務	7,901
固定負債合計	56,882
負債合計	503,733
純資産の部	
株主資本	
資本金	272,409
資本剰余金	186,909
利益剰余金	232,820
株主資本合計	226,499
非支配株主持分	16,694
純資産合計	243,193
負債純資産合計	746,927

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	(自 2022年9月1日	
	至 2023年8月31日)	
売上高	1	1,382,668
売上原価		500,440
売上総利益		882,228
販売費及び一般管理費	2	950,360
営業損失()		68,131
営業外収益		
受取利息		4
ポイント失効益		590
利子補給金		250
その他		352
営業外収益合計		1,198
営業外費用		
支払利息		1,987
支払保証料		584
その他		372
営業外費用合計		2,944
経常損失()		69,877
税金等調整前当期純損失()		69,877
法人税、住民税及び事業税		2,873
法人税等調整額		6,909
法人税等合計		4,035
当期純損失()		65,842
非支配株主に帰属する当期純利益		694
親会社株主に帰属する当期純損失()		66,536

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
当期純損失()	65,842
包括利益	65,842
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	66,536
非支配株主に係る包括利益	694

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	267,355	181,855	166,283	282,926	-	282,926
当期変動額						
新株の発行	5,054	5,054		10,109		10,109
親会社株主に帰属する 当期純損失()			66,536	66,536		66,536
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					16,694	16,694
当期変動額合計	5,054	5,054	66,536	56,427	16,694	39,732
当期末残高	272,409	186,909	232,820	226,499	16,694	243,193

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2022年9月1日
至 2023年8月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	69,877
減価償却費	17,894
貸倒引当金の増減額(は減少)	981
賞与引当金の増減額(は減少)	6,765
受取利息及び受取配当金	4
支払利息	1,987
売上債権の増減額(は増加)	9,905
棚卸資産の増減額(は増加)	563
仕入債務の増減額(は減少)	10,417
未払消費税等の増減額(は減少)	19,626
預り金の増減額(は減少)	25,995
その他	20,263
小計	21,615
利息及び配当金の受取額	4
利息の支払額	2,407
法人税等の還付額	7,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	45,210
無形固定資産の取得による支出	13,911
敷金の差入による支出	3,349
敷金の回収による収入	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,453
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	25,000
長期借入金の返済による支出	28,776
株式の発行による収入	2,795
ファイナンス・リース債務の返済による支出	3,731
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,712
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	40,354
現金及び現金同等物の期首残高	408,300
現金及び現金同等物の期末残高	367,946

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社公共BPO

なお、株式会社公共BPOについては、新規設立に伴い子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めることとなりました。

(2) 非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 商品及び原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

c 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については

個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載等より、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しており、当社グループが提供するまいづれ商品ごとに履行義務を識別しております。

これら履行義務は、当社グループが顧客との契約期間にわたって義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であり、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。

まいづれ運営の許諾をパートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として一時点で収益を認識することとしております。また、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたり各月で収益を認識しております。

ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しており、契約期間にわたり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、ウェブサイトの企画・設計・構築、まいづれポイントの導入を含む業務システムの構築、ウェブサイト等の運用・保守、事業運営等、別個の約束した財又はサービスを提供しております。

これらの約束した財又はサービスの提供を運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行った上で、検収実績等により収益を認識しております。

マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、顧客の検収に基づき収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	13,369

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、当連結会計年度末に税務上の繰越欠損金を有していますが、繰越期間にわたる将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しております。なお、課税所得の見積りは、当連結会計年度の業績を踏まえて算定し、取締役会で決議した事業計画を基礎としております。

見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定である売上高は、当連結会計年度の売上高実績及び新規サービスや営業戦略等を踏まえたまいづれ利用店舗数、まいづれ利用店舗平均単価、運営パートナー数、ふるさと納税予想寄付額等の計画値を基礎として算出しております。

ただし、課税所得の見積りに当っては、事業計画の前提条件に重要な不確実性を伴う計画値に対して、一定の補正を行っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

経営環境の変化等に伴い、運営パートナー数やふるさと納税受託自治体数、自治体当たりのふるさと納税寄付額等が事業計画を下回るリスクがあり、このリスクが顕在化した場合、課税所得の見積りが減少し、回収が見込まれない繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	83,665
無形固定資産	34,086

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

金額の算出方法

当社グループは当連結会計年度に営業損失を計上し、2期連続して営業損失を計上していることから、固定資産に減損の兆候が生じているものと判断します。当社グループは、地域情報流通事業及び公共ソリューション事業の2つのセグメントから構成されていますが、いずれの事業も地域情報プラットフォーム（地域情報流通基盤）である「まいづれ」を基盤とし、サービスレベルの更なる向上に向けての投資を行う方針であることから、単一の資産グループとしております。

減損の認識に当たっては、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、回収可能価額と固定資産の期末帳簿価額を比較しております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数に基づき15年間としております。その結果、当連結会計年度においては、回収可能価額が固定資産の期末帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議した事業計画を基礎として見積りを行いますが、事業計画の算定にあたっては、各事業の売上高の予測が含まれております。これらの予測は当連結会計年度の売上高実績及びまいづれ利用店舗数等の売上高を構成する指標の計画値を基礎として算出しております。

ただし、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに当っては、事業計画の前提条件に重要な不確実性を伴う計画値に対して、一定の補正を行っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

経営環境の変化等に伴い、見積り時に予測できなかった要因から売上高の低迷が生じ、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの見積りが減少するリスクがあります。その場合、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回り、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

3. 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	53,018

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

金額の算出方法

当社グループは、非上場企業に対して、超過収益力を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて高い金額で取得した株式を保有しております。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行うこととしております。

見積りに用いた主要な仮定

投資時における超過収益力の著しい低下の有無を判断するため、当該非上場企業の投資時における事業計画の進捗状況や将来の成長可能性に関する見通しを総合的に検討しており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の一定の成長率等であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

投資先企業を取り巻く経営環境やビジネスモデルの変化等により、事業計画を大きく下回る場合や事業計画の見直しが行われた場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2023年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	26,064千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	50,000 "
差引額	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	当連結会計年度 (2023年8月31日)
給料及び手当	401,630千円
賞与引当金繰入額	24,997 "
貸倒引当金繰入額	761 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	821,500	10,750	-	832,250

(変動理由の概要)

譲渡制限付株式報酬及び新株予約権の権利行使に対する新株式の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	2018年第5回Aストック・オプションとしての 新株予約権					
	2018年第6回ストック・オプションとしての 新株予約権					
	2019年第5回Bストック・オプションとしての 新株予約権					
合計						

(注) スtock・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式の数の記載を省略しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金	367,946千円
現金及び現金同等物	367,946千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産 主に封入封緘機及びオフィス用複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及びリース取引により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、概ね3ヶ月以内に回収期日が到来するものであります。また、長期未収入金については、債務弁済契約に基づく回収が長期にわたることから、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携に関連する非上場株式であります。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金の用途は運転資金、長期借入金の用途は主に設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に沿って主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。

長期未収入金に係る信用リスクは、経営統括部が契約に基づく入金期日及び残高を管理し、入金遅延があった場合には取引相手に連絡等することにより回収のリスクを軽減しております。

市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的取引先企業の財政状況等を把握しております。また、借入金に係る金利変動については、経営統括部で市場金利の動向を確認しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営統括部で年度及び月次資金計画表を作成し、必要資金を計画的に調達する方法により、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2023年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期未収入金	17,127		
貸倒引当金(2)	17,127		
	-	-	-
資産計	-	-	-
(7) 長期借入金(3)	72,038	71,371	666
(9) リース債務(3)	8,202	8,223	21
負債計	80,240	79,595	645

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (2) 対応する個別貸倒引当金を控除しております。
- (3) 長期借入金、リース債務には、1年内の期限到来分を含めて記載しております。
- (4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	53,018

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	367,946	-	-	-
売掛金	117,131	-	-	-
長期未収入金	-	9,160	7,967	-
合計	485,078	9,160	7,967	-

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	75,000	-	-	-	-	-
長期借入金	27,040	23,434	14,643	6,921	-	-
リース債務	4,219	1,761	826	846	549	-
合計	106,259	25,195	15,469	7,767	549	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金	-	71,371	-	71,371
リース債務	-	8,223	-	8,223
負債計	-	79,595	-	79,595

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未収入金

長期未収入金については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(2023年8月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額は53,018千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2021年5月8日に1株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第5回A	第6回	第5回B
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年8月16日 (注)1	2018年8月16日 (注)2	2018年8月16日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(人)	当社取締役 3 当社従業員 62	当社監査役 1	当社取締役 1 当社従業員 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 60,380	普通株式 600	普通株式 1,900
付与日	2018年8月31日	2018年8月31日	2019年7月17日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)3
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年9月1日～2028年8月16日	2020年9月1日～2028年8月16日	2021年7月18日～2028年8月16日

(注) 1. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を3,580個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式20株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 2. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を30個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式20株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 3. 新株予約権の権利の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。

新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役および監査役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第5回A	第6回	第5回B
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	55,180	600	1,500
権利確定			
権利行使	4,100		200
失効	100		
未行使残	50,980	600	1,300

単価情報

	第5回A	第6回	第5回B
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利行使価格(円)	650	650	650
行使時平均株価(円)	1,341		1,146
付与日における公正な評価単価(円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開会社であり、付与日時点におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、当該本源的価値を算定する基礎となる株式評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	42,621千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	2,733千円

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	1,576

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

決議年月日	2022年12月9日	2023年4月14日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を含む) 5名	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与された株式数	当社普通株式 4,950株	当社普通株式 1,500株
付与日	2022年12月27日	2023年5月2日
付与日における公正な評価単価	1,111円	1,210円
譲渡制限解除条件	<p>対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(以下、「役職等の地位」という。)にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本株式」という。)の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本譲渡制限期間中に、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により役職等の地位を退任又は退職した場合には、第23回定時株主総会の開催日を含む月から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数(ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。)に、本株式数を乗じた結果得られる数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)につき、退任又は退職後、当社取締役会が別途決定した時点(死亡による退任又は退職の場合は、退任又は退職の直後の時点)をもって、譲渡制限を解除する。</p>	<p>対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位(以下、「役職等の地位」という。)にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本株式」という。)の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が本譲渡制限期間中に、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により役職等の地位を退任又は退職した場合には、本払込期日を含む月から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数(ただし、計算の結果、1を超える場合は1とする。)に、本株式数を乗じた結果得られる数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)につき、退任又は退職後、当社取締役会が別途決定した時点(死亡による退任又は退職の場合は、退任又は退職の直後の時点)をもって、譲渡制限を解除する。</p>
譲渡制限期間	2022年12月27日～2025年12月26日	2023年5月2日～2026年5月1日

3. 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2022年12月27日付与	2023年5月2日付与
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	4,950	1,500
無償取得(株)	-	-
譲渡制限解除(株)	-	-
未解除残(株)	4,950	1,500

4. 付与日における公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	57,496 千円
賞与引当金	7,892 "
貸倒引当金	5,664 "
資産除去債務	2,406 "
未払事業税	1,092 "
その他	4,136 "
繰延税金資産小計	78,688 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	53,715 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	9,887 "
評価性引当額小計	63,603 "
繰延税金資産合計	15,085 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,715 千円
繰延税金負債合計	1,715 千円
繰延税金資産純額	13,369 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2023年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	4,442	12,483	3,329	37,240	57,496 千円
評価性引当額	-	-	661	12,483	3,329	37,240	53,715 "
繰延税金資産	-	-	3,781	-	-	-	(b)3,781 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金57,496千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産3,781千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった

主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社における本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.1%を使用して資産除去債務を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
期首残高	7,895千円
時の経過による調整額	6 "
期末残高	7,901千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	地域情報流通	公共ソリューション	計
直営まいづれ関連売上高	114,899		114,899
パートナー関連売上高	406,148		406,148
ふるさと納税関連売上高		509,311	509,311
公共案件売上高		108,751	108,751
まいづれポイント関連売上高		38,690	38,690
マーケティング支援売上高	204,867		204,867
顧客との契約から生じる収益	725,915	656,753	1,382,668
その他の収益			
外部顧客への売上高	725,915	656,753	1,382,668

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用により、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しております。顧客である地域の中小事業者・店舗は、まいづれ掲載申込みに基づき、当社グループが提供するまいづれ商品から情報掲載サービスを選択し、当社グループはその商品毎に履行義務を識別しております。なお、情報掲載期間は、1か月であり、契約を終了させる旨の意思表示がない限り、1か月単位で継続いたします。

当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。

当社グループが顧客へ提供するサービスは、商品毎に月額料金が定められており、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、パートナー基本契約に基づき、直営エリア以外の全国各地域で運営パートナー各社と協業体制を組み、全国各地域で地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を中心とした地域活性化に関わる幅広い事業の展開を行っております。当社グループは、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。また、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援の対価としてパートナー加盟料、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスの提供の対価としてプラットフォーム利用料、ロイヤルティを受領しております。

パートナー加盟料については、まいづれ運営の許諾をパートナーエリアにおけるまいづれを中心とした様々な事業を展開する協業パートナーとしての地位の付与と位置づけ、パートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として、契約による固定価格に基づき、収益を認識することとしております。また、プラットフォーム利用料、ロイヤルティについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約による固定価格及び顧客の売上高に応じて算定された額に基づき、各月で収益を認識しております。

ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しており、寄付金額の一定割合を業務委託料として受領しております。これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しております。

契約期間は1年間であり、毎月の自治体への寄付金額に応じて計算された業務委託料を収益として認識しております。

公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、以下の別個の約束した財又はサービスを提供しております。

- A ウェブサイトの企画・設計・構築 / B 業務システムの構築（まいづれポイントの導入を含む）
 C ウェブサイトや業務システムの運用・保守 / D 事業のプロモーション等に係る機器や物品の提供
 E 事業運営（日々のオペレーション等） / F 業務システムを利用した事業に係る分析及び助言等

これらの約束した財又はサービスを運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行った上で、契約に基づく履行義務毎に定められた固定価格に基づき、検収実績等により収益を認識しております。

マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、受注金額により顧客の検収に基づき収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	106,250	117,131
契約資産	25,709	24,690
契約負債	3,191	3,850

契約資産は、公共案件売上高における国や地方公共団体等との業務委託契約において、期末日までの一定期間に対する役務提供等が完了しているものの未請求であるシステムの保守や事業運営管理等に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該公共案件に関する対価は、業務委託契約に定める支払い条件等に基づき請求を行い、請求後一定期間以内に回収しております。

契約負債は、直営まいづれ関連売上高におけるまいづれ掲載等の対価の前受収益及びパートナー関連売上高において受領したパートナー加盟料のうち履行義務を充足していないものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、3,191千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、パートナー関連売上高における月額定額となるプラットフォーム利用料等であり、顧客の売上高に基づき算定するロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	163,405
1年超2年以内	127,520
2年超3年以内	72,100
3年超	75,250
合計	438,275

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、部長会及び取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

取り扱う商品・サービスの分類に合わせ、財務情報を2事業に分離し、「地域情報流通事業」及び「公共ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「地域情報流通事業」は、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」に情報の発信を委託された対価をいただき運営していく事業と、その仕組をエリアの運営パートナーへビジネスモデルとして提供し対価をいただく事業及びWebに留まらずクライアントの課題に応じてご提案するマーケティング施策の内容に応じた対価をいただき運営していく事業を行っております。

「公共ソリューション事業」は、国や地方自治体、公共へのサービス提供を行うナショナルクライアントに対し、公共の抱える課題へのソリューションを提供し対価をいただく事業を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」を基盤とした店舗・中小企業に対するWebマーケティングツールとしての価値提供のみならず、マーケティング支援も含めた一体的なサービスとして、地域情報流通事業における店舗・中小企業への経営支援サービスを充実させていく状態にシフトしていくことから、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「地域情報流通事業」「公共ソリューション事業」「マーケティング支援事業」から「地域情報流通事業」「公共ソリューション事業」の2区分に変更をしております。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度のセグメント情報については記載をしておりません。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	地域情報流通 事業	公共ソリュー ション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	725,915	656,753	1,382,668	-	1,382,668
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	725,915	656,753	1,382,668	-	1,382,668
セグメント利益又は損失()	211,300	91,238	302,539	370,670	68,131
セグメント資産	108,408	133,449	241,857	505,069	746,927
その他の項目					
減価償却費	-	5,616	5,616	12,278	17,894
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	3,398	3,398	69,203	72,601

(注) 1 . セグメント利益又は損失()の調整額 370,670千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。セグメント資産の調整額505,069千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であり、主な内訳は現金及び預金、

投資有価証券、旧金谷小オフィスに係るリノベーション工事費用であります。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額69,203千円の主な内訳は、旧金谷小オフィスに係るリノベーション工事費用であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）の合計額は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石井丈晴			当社代表取締役	(被所有) 直接 9.22 間接36.05	債務被保証	当社リース取引にかかる債務被保証	4,217		
役員が議決権の過半数を所有している会社	(株) サンクネット (注)2	東京都江東区	50,500	業務アウトソーシング		サービス業務の委託	ふるさと納税事務局のバックオフィス業務委託料の支払	9,462	買掛金	144
							販促キャンペーンデータ作成料の支払	8,949		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・当社は、代表取締役石井丈晴からリース取引に対して債務保証を受けております。なお、リース取引に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。また、石井丈晴に対する債務保証料の支払いは行っておりません。
- ・株式会社サンクネットとの取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

2. 当社役員片町吉男が議決権の76.24%を直接保有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり純資産額	272.15円
1株当たり当期純損失()	80.33円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載をしておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり当期純損失()	
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	66,536
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	66,536
普通株式の期中平均株式数(株)	828,304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数2,644個 (普通株式52,880株))

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2023年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	243,193
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	16,694
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	226,499
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	832,250

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	75,000	1.60	
1年以内に返済予定の長期借入金	28,776	27,040	1.32	
1年以内に返済予定のリース債務	3,472	4,219	2.34	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	72,038	44,998	1.38	2024年9月30日～ 2027年5月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,385	3,983	3.02	2024年9月3日～ 2028年4月3日
合計	158,672	155,240		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,434	14,643	6,921	-
リース債務	1,761	826	846	549

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	336,247	721,541	1,069,284	1,382,668
税金等調整前四半期(当期)純損失() (千円)	20,828	10,143	26,418	69,877
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	14,372	9,194	20,920	66,536
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	17.45	11.13	25.29	80.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	17.45	6.26	14.13	54.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	408,300	325,334
売掛金	106,250	116,192
契約資産	25,709	24,690
商品及び製品	96	581
仕掛品	141	370
原材料及び貯蔵品	817	668
前払費用	13,574	18,877
未収入金	13,295	1 3,168
立替金	11,797	1 12,717
その他	86	177
貸倒引当金	1,020	586
流動資産合計	579,050	502,192

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,290	26,763
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1,249	4,195
リース資産	6,228	6,934
建設仮勘定	1,155	44,633
有形固定資産合計	31,923	82,527
無形固定資産		
商標権	17	3
ソフトウェア	26,989	30,247
ソフトウェア仮勘定	3,642	3,634
電話加入権	200	200
無形固定資産合計	30,850	34,086
投資その他の資産		
投資有価証券	53,018	53,018
関係会社株式	-	24,000
出資金	10	10
破産更生債権等	837	881
長期前払費用	2,339	4,778
繰延税金資産	6,460	13,369
長期未収入金	19,062	17,127
敷金	6,185	9,024
差入保証金	2,685	3,664
その他	10	10
貸倒引当金	18,556	18,008
投資その他の資産合計	72,053	107,877
固定資産合計	134,827	224,491
資産合計	713,878	726,684

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,032	1 57,188
短期借入金	2 50,000	2 75,000
1年内返済予定の長期借入金	28,776	27,040
リース債務	3,472	4,219
未払金	62,453	84,088
未払費用	2,871	3,866
未払法人税等	2,694	5,403
未払消費税等	-	17,854
契約負債	3,191	3,850
預り金	129,986	139,921
賞与引当金	19,144	25,910
その他	8	-
流動負債合計	346,633	444,344
固定負債		
長期借入金	72,038	44,998
リース債務	4,385	3,983
資産除去債務	7,895	7,901
固定負債合計	84,318	56,882
負債合計	430,952	501,227
純資産の部		
株主資本		
資本金	267,355	272,409
資本剰余金		
資本準備金	181,855	186,909
資本剰余金合計	181,855	186,909
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	200	200
繰越利益剰余金	166,483	234,062
利益剰余金合計	166,283	233,862
株主資本合計	282,926	225,457
純資産合計	282,926	225,457
負債純資産合計	713,878	726,684

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
売上高	1,254,514	1,380,174
売上原価	487,189	1 512,333
売上総利益	767,325	867,840
販売費及び一般管理費	2 822,133	2 944,151
営業損失()	54,808	76,310
営業外収益		
受取利息	5	4
子会社業務委託収入	-	1 5,356
その他	1,081	1,193
営業外収益合計	1,086	6,554
営業外費用		
支払利息	2,296	1,987
支払保証料	584	584
その他	-	372
営業外費用合計	2,881	2,944
経常損失()	56,603	72,700
特別利益		
補助金収入	5,000	-
特別利益合計	5,000	-
特別損失		
固定資産除却損	1,089	-
特別損失合計	1,089	-
税引前当期純損失()	52,692	72,700
法人税、住民税及び事業税	1,698	1,787
法人税等調整額	17,216	6,909
法人税等合計	18,915	5,121
当期純損失()	71,608	67,578

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,284	0.3	1,687	0.3
労務費		32,611	6.7	29,796	5.8
経費		452,836	93.0	481,562	93.9
計		486,732	100.0	513,047	100.0
商品期首棚卸高		67		96	
仕掛品期首棚卸高		627		141	
合計		487,428		513,285	
商品期末棚卸高		96		581	
仕掛品期末棚卸高		141		370	
売上原価合計		487,189		512,333	

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	398,303	440,329

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	266,640	181,140	181,140	200	94,875	94,675	353,104	353,104
当期変動額								
新株の発行	715	715	715				1,430	1,430
当期純損失()					71,608	71,608	71,608	71,608
当期変動額合計	715	715	715	-	71,608	71,608	70,178	70,178
当期末残高	267,355	181,855	181,855	200	166,483	166,283	282,926	282,926

当事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	267,355	181,855	181,855	200	166,483	166,283	282,926	282,926
当期変動額								
新株の発行	5,054	5,054	5,054				10,109	10,109
当期純損失()					67,578	67,578	67,578	67,578
当期変動額合計	5,054	5,054	5,054	-	67,578	67,578	57,469	57,469
当期末残高	272,409	186,909	186,909	200	234,062	233,862	225,457	225,457

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載等より、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しており、当社が提供するまいづれ商品ごとに履行義務を識別しております。

これら履行義務は、当社が顧客との契約期間にわたって義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であり、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。

まいづれ運営の許諾をパートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として一時点で収益を認識することとしております。また、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたり各月で収益を認識しております。

ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しており、契約期間にわたり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、ウェブサイトの企画・設計・構築、まいづれポイントの導入を含む業務システムの構築、ウェブサイト等の運用・保守、事業運営等、別個の約束した財又はサービスを提供しております。

これらの約束した財又はサービスの提供を運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行った上で、検収実績等により収益を認識しております。

マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、顧客の検収に基づき収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	6,460	13,369

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	31,923	82,527
無形固定資産	30,850	34,086

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 非上場株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	53,018	53,018

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)3. 非上場株式の評価」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により影響を受ける主な項目に係る前事業年度における金額は以下のとおりであります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の主要な費用及び金額は、注記事項(損益計算書関係)2のとおりであります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「ポイント失効益」322千円、「利子補給金」303千円、「助成金収入」328千円及び「償却債権取立益」3千円は、「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
短期金銭債権	- 千円	671千円
短期金銭債務	- "	3,859 "

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	50,000 "	50,000 "
差引額	- 千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
営業取引による取引高		
外注費(売上原価)	- 千円	35,831千円
営業取引以外の取引による取引高	- "	5,356 "

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
給料及び手当	347,747千円	401,630千円
賞与引当金繰入額	16,980 "	24,997 "
貸倒引当金繰入額	2,966 "	761 "
減価償却費	14,187 "	17,472 "

おおよその割合

販売費	44%	42%
一般管理費	56%	58%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	24,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	39,796千円	57,496千円
賞与引当金	5,831 "	7,892 "
貸倒引当金	5,963 "	5,664 "
資産除去債務	2,404 "	2,406 "
未払事業税	408 "	1,063 "
その他	2,791 "	4,136 "
繰延税金資産小計	57,195千円	78,659千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	38,707 "	53,715 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	10,152 "	9,858 "
評価性引当額小計	48,859千円	63,574千円
繰延税金資産合計	8,336千円	15,085千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,876千円	1,715千円
繰延税金負債合計	1,876千円	1,715千円
繰延税金資産純額	6,460千円	13,369千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	23,290	5,934	-	2,461	26,763	9,531
	車両運搬具	0	-	-	-	0	161
	工具、器具及び備品	1,249	4,237	-	1,291	4,195	2,347
	リース資産	6,228	3,705	-	2,998	6,934	13,964
	建設仮勘定	1,155	47,961	4,482	-	44,633	-
	計	31,923	61,838	4,482	6,751	82,527	26,005
無形固定資産	商標権	17	-	-	14	3	-
	ソフトウェア	26,989	13,694	-	10,435	30,247	-
	ソフトウェア仮勘定	3,642	13,686	13,694	-	3,634	-
	電話加入権	200	-	-	-	200	-
	計	30,850	27,380	13,694	10,450	34,086	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィス5階増床工事一式	3,234千円
	本社オフィス5階Webブース	2,700千円
工具、器具及び備品	メールシーラー	1,839千円
	ノートパソコン(11台)	1,208千円
建設仮勘定	富津金谷小オフィスリノベーション工事	43,478千円
リース資産	複合機	3,705千円
ソフトウェア	まいぶれプラットフォーム開発	7,792千円
	まいぶれアナライザー	5,901千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	19,577	630	1,612	18,595
賞与引当金	19,144	25,910	19,144	25,910

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.futurelink.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第23期(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日) 2022年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第24期第1四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日) 2023年1月13日関東財務局長に提出。

第24期第2四半期(自 2022年12月1日 至 2023年2月28日) 2023年4月14日関東財務局長に提出。

第24期第3四半期(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日) 2023年7月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年11月30日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワーク及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産は13,369千円（繰延税金負債との相殺前の金額は15,085千円）であり総資産の1.8%であるが、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は78,688千円であり、回収可能性がないと判断された63,603千円が評価性引当額として控除されている。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び将来の収益力に基づく課税所得に基づき、回収可能性があると判断された金額を計上している。また、当連結会計年度末に税務上の繰越欠損金を有しているが、繰越期間にわたる将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上している。</p> <p>これらは主に事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれる将来の売上高等の予測に際しては、経営環境の変化等の不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼすことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性について検討した。 事業計画の立案、実施、計画実績管理に係る一連のプロセスについて統括部門責任者へ質問するとともに、事業計画に係る一連の資料を閲覧し、当該プロセスの有効性を検討した。 回収可能性の判断の基礎として使用される事業計画に対して、適切な承認が得られていることを確認した。 経営環境等の不確実性が事業計画に与える影響について経営者と議論し、経営者の仮定を評価した。 過年度の事業計画と実績との比較分析、売上高の主要な仮定であるまいづれ利用店舗数、まいづれ利用店舗平均単価、運営パートナー数、ふるさと納税予想寄付額等の計画値について趨勢分析や外部環境を踏まえた合理性を検討した。 一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングの妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月28日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2022年9月1日から2023年8月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表に計上されている繰延税金資産は13,369千円（繰延税金負債との相殺前の金額は15,085千円）であり総資産の1.8%であるが、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は78,659千円であり、回収可能性がないと判断された63,574千円が評価性引当額として控除されている。</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略する。</p>	<p>監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事

項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。